資料 1-4

名古屋市地域防災計画

― 地震災害対策計画編 ―

＜令和６年６月・修正案＞

名古屋市防災会議

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="5">第 1 章　災害応急対策計画</td></tr>
<tr><td>46</td><td>16</td><td>第 2 節　地震災害警戒本部等の設置及び運営
第 1　地震災害警戒本部設置前に行う事項
1～2（略）
3 地震対策連絡会議の設置
(1)～(2) 設置
(3) 構成
<table><tr><td>委員長（議長）</td><td>防災危機管理局長</td></tr><tr><td>副 委 員 長</td><td>防災危機管理局次長</td></tr><tr><td>委　　員</td><td>準備本部設置時における各部に属する参事、部長、課長、主幹の職にある者のうちから各部長が指名する者</td></tr></table></td><td>第 2 節　地震災害警戒本部等の設置及び運営
第 1　地震災害警戒本部設置前に行う事項
1～2（略）
3 地震対策連絡会議の設置
(1)～(2) 設置
(3) 構成
<table><tr><td>委員長（削除）</td><td>防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）</td></tr><tr><td>副 委 員 長</td><td>防災危機管理局危機対策課長</td></tr><tr><td>委　　員</td><td>防災危機管理局総務課長、防災危機管理局防災企画課長、防災危機管理局担当課長（防災啓発・人材育成等）、防災危機管理局想定最大規模災害対策推進課長、防災危機管理局担当課長（危機管理・広域連携）、防災危機管理局地域防災課長、防災危機管理局地域防災課担当課長（要配慮者対策）、会計室会計課長、市長室秘書課長、総務局総務課長、財政局総務課長、スポーツ市民局総務課長、経済局総務課長、観光文化交流局総務課長、環境局総務課長、健康福祉局監査課長、子ども青少年局総務課長、住宅都市局総務課長、緑政土木局企画経理課担当課長（道路等の危機管理・水防）、上下水道局防災課長、交通局総務課長、教育委員会事務局総務部総務課長、消防局総務部総務課長</td></tr></table></td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		連　絡　員 ／ 準備本部設置時における各部に属する職員のうちから各部長が指名する者 （注）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代理する。 (4)　（略） (5) 連絡会議は、東庁舎1階災害対策本部室に設置し、その庶務は防災危機管理局危機対策室が行う。 4　地震災害警戒準備本部の設置 (1)～(4)　（略） (5)準備本部組織図	（削除）／（削除） （注）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代理する。 (4)　（略） (5) 連絡会議は、東庁舎1階災害対策本部室に設置し、その庶務は防災危機管理局危機対策課が行う。 4　地震災害警戒準備本部の設置 (1)～(4)　（略） （削除）	
	17	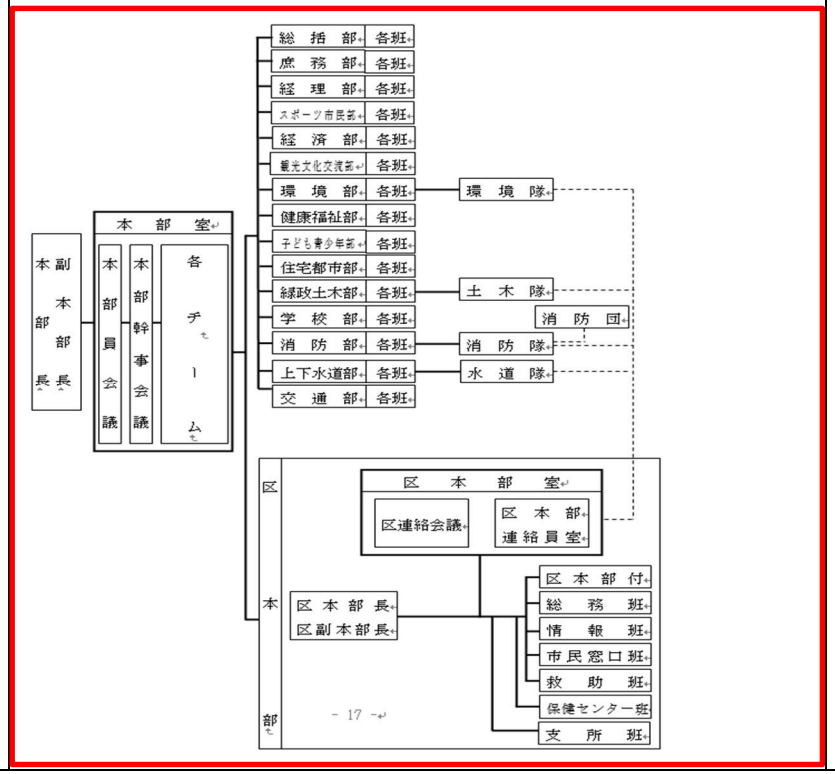	（削除）	記載の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>18

19</td><td>第２　地震災害警戒本部の設置及び廃止
１　（略）
２ 設置の通知
地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。
通知・公表先／通知および公表の手段／責任者
各部／庁内放送、ファクシミリ／総括部作戦班長
区本部／市町村防災支援システム、ファクシミリ／〃
区隊／加入電話、無線電話、ファクシミリ／所管部の担当班長
住民／報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表／総括部総務班
報道機関／口頭又は文書／〃
県本部／専用線電話、加入電話／総括部作戦班長
県警本部／加入電話／〃
その他関係機関／加入電話／〃
第３　地震災害警戒本部の組織及び運営等
１　地震災害警戒本部組織図</td><td>第２　地震災害警戒本部の設置及び廃止
１　（略）
２ 設置の通知
地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。
通知・公表先／通知および公表の手段／担当
各部／庁内放送、ファクシミリ／本部室事務局
区本部／市町村防災支援システム、ファクシミリ／〃
区隊／加入電話、無線電話、ファクシミリ／所管部の担当班
住民／報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表／本部室事務局
報道機関／口頭又は文書／〃
県本部／専用線電話、加入電話／〃
県警本部／加入電話／〃
その他関係機関／加入電話／〃
第３　地震災害警戒本部の組織及び運営等
１　地震災害警戒本部組織図</td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正、文言整理</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	20	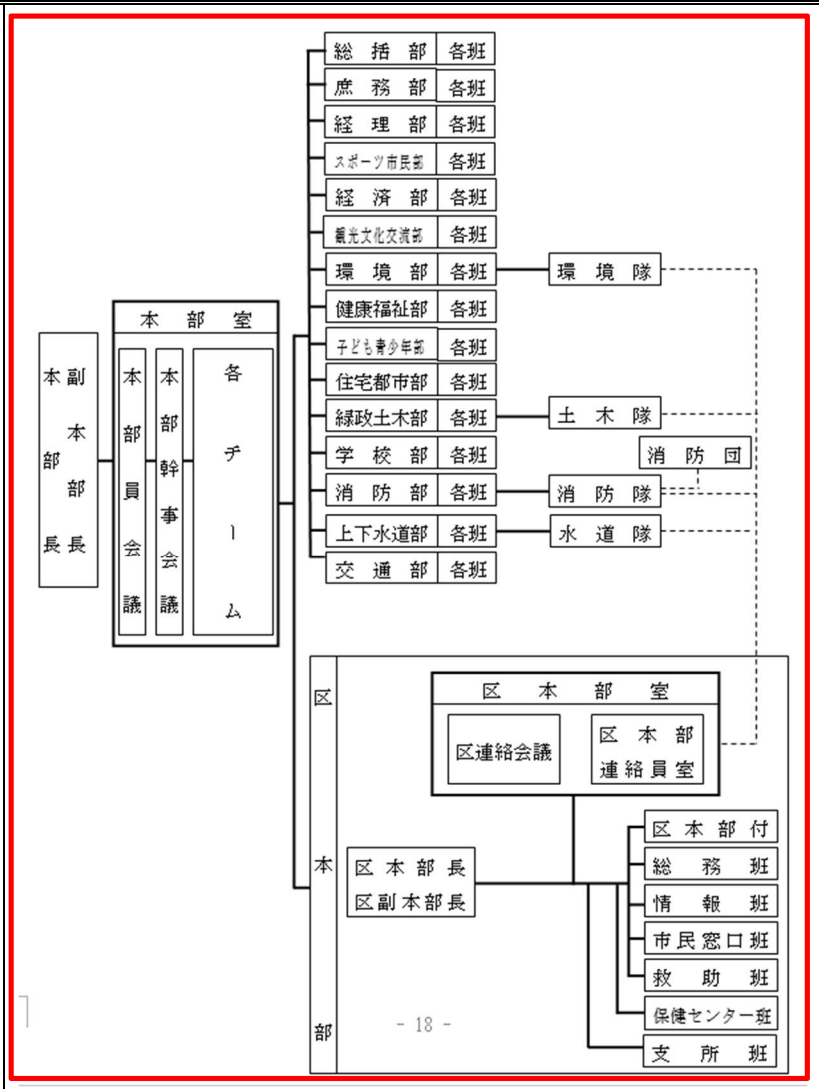 2 本部長及び副部長 (1)　(略)	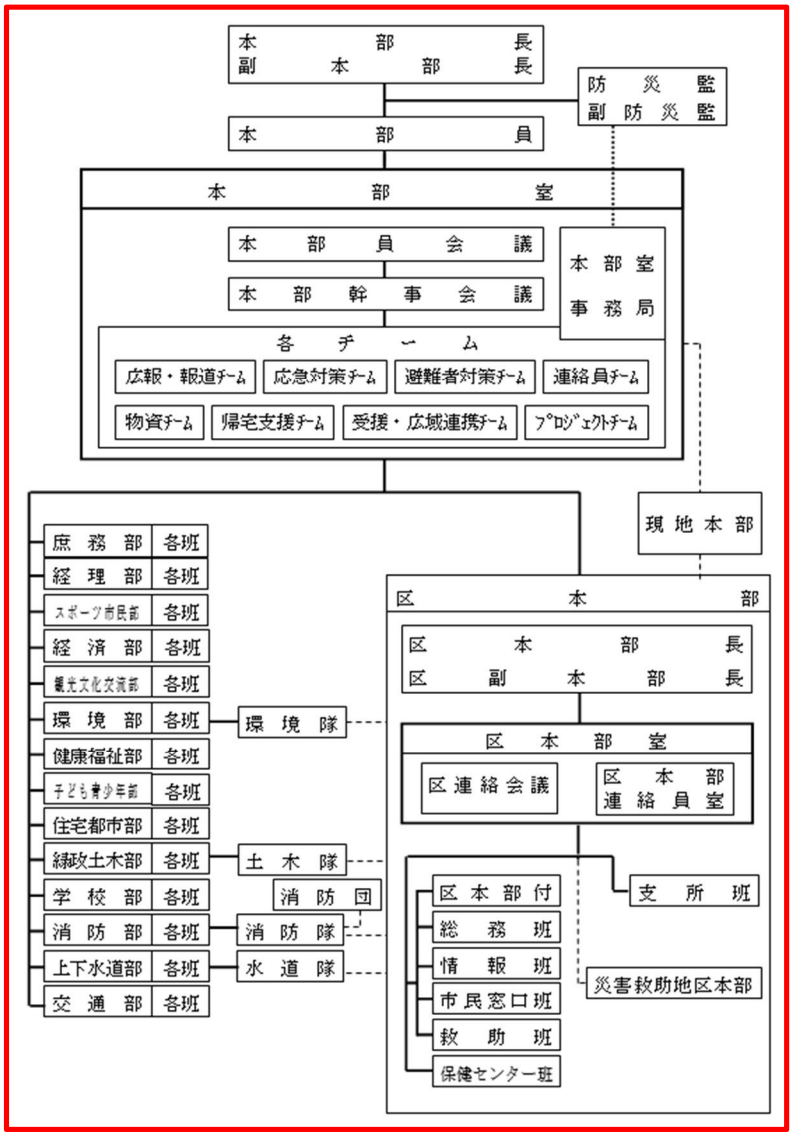 2 本部長及び副部長 (1)　(略)	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(2) 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、地震防災応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。 3　本部員（追加） (1) 本部員は、本部長を補佐する。また、本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、地震防災応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。 (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 本部員 会計管理者、防災危機管理局長、市長室長、総務局長、財政局長、スポーツ市民局長、経済局長、観光文化交流局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、住宅都市局長、緑政土木局長、教育長、消防局長、上下水道局長、交通局長（追加） その他警戒本部条例第２条第５項により市長が委嘱する者 (注 1) (略) (注 2)防災危機管理局長は、防災監として、本部長及び副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。 （追加） （追加）	(2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する（削除）。 3　本部員等 (1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の職務に従事する。 (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 本部員 会計管理者、防災危機管理局長、市長室長、総務局長、財政局長、スポーツ市民局長、経済局長、観光文化交流局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、住宅都市局長、緑政土木局長、教育長、消防局長、上下水道局長、交通局長、防災危機管理局次長 その他警戒本部条例第２条第５項により市長が委嘱する者 (注) (略) （削除） (3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。 (4) 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>21</td><td>
4　本部室
(1)　(略)
(2)　本部室は、本部員会議、本部幹事会議及び各チームとの連携によって運営するものとし、(追加)庶務は総括部が行う。

(3)　本部員会議
ア　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
イ　本部員会議は、地震防災応急対策実施上の重要な事項について協議し、(追加)基本方針を決定する。
ウ　(略)
エ　招集の通知は、庁内放送又は電話により行う。
オ　(略)
カ　本部員会議の庶務は、総括部が行う。
(4)　本部幹事会議
ア　構成
<table>
<tr><td>幹事長</td><td>防災危機管理局次長</td></tr>
<tr><td>副幹事長</td><td>防災危機管理局危機対策室長</td></tr>
<tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr>
<tr><td>幹事</td><td>(追加)各部に属する参事、部長(追加)、課長、主幹の職にある者のうちから(追加)各部長が指名する者</td></tr>
</table>
</td><td>
4　本部室
(1)　(略)
(2)　本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。
(3)　本部員会議
ア　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。
イ　本部員会議は、地震防災応急対策(削除)の基本的事項について協議し、その基本方針を決定する。
ウ　(略)
エ　招集の通知は、庁内放送等で行う。
オ　(略)
(削除)
(4)　本部幹事会議
ア　構成
<table>
<tr><td>幹事長</td><td>防災危機管理局担当部長(危機対策・危機管理)</td></tr>
<tr><td>副幹事長</td><td>防災危機管理局危機対策課長</td></tr>
<tr><td>防災調整官</td><td>防災危機管理局担当課長(危機対策に係る総合調整)</td></tr>
<tr><td>幹事</td><td>本部室事務局及び各部に属する(削除)部長、担当部長、課長、又は担当課長の職にある者のうちから事務局長及び本部各部長が指名する者</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（注１）（略） （注２）　会議の議長は、幹事長がつとめる。 （注3）　副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。 （注4）　幹事長は、幹事の中から防災危機管理局危機対策室主幹（危機対策に係る総合調整）を防災調整官として指名する。 （注5）　防災調整官は幹事長、副幹事長に進言し、他の幹事に指示することができる。 イ　所掌業務 本部幹事会議は、地震防災応急対策上必要な各種の情報を収集し、（追加）本部長又は本部員会議（追加）に報告する。なお、おおむねの所掌事務は次のとおりとする。 （ア）地震災害警戒本部指令の伝達及びその実施に関する具体的方策の指示 （イ）地震災害警戒本部活動における軽易な事項及び緊急に措置すべき事項についての決定、指示 （ウ）各部・区本部の活動の連絡調整 （エ）各種情報の収集・伝達 （オ）本部員会議への報告 （カ）その他幹事長が必要と認める事項の協議 ウ　本部幹事会議の開催場所は、東庁舎１階災害対策本部（追加）とする。 エ　本部幹事会議の庶務は、総括部が行う。	（注１）（略） （削除） （注2）　副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。 （削除） （注3）　防災調整官は幹事長及び副幹事長に進言し、（削除）幹事に指示することができる。 イ　所掌業務 本部幹事会議は、地震防災応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部員会議が協議・決定すべき地震防災応急対策上の重要な事項について協議するとともに、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告する。（削除） （削除） ウ　本部幹事会議の開催場所は、東庁舎１階災害対策本部室とする。 （削除）	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>22</td><td>
(5) 各チーム
ア　チーム
（ア）チームは（追加）、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
（イ）チームの構成（追加）は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td>チーム長</td><td>総括部に属する主幹、課長の職にある者のうちから総括部長が指名する者とする。</td></tr>
<tr><td>ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ</td><td>本部長が指定するチームの主管部に属する係長、主査の職にある者のうちから（追加）各部長が指名する者とする。</td></tr>
<tr><td>チーム員</td><td>本部長が指定する部に属する職員のうちから（追加）各部長が指名する者とする。</td></tr>
</table>
イ　プロジェクトチーム
（ア）プロジェクトチームは、（追加）複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
（イ）プロジェクトチームの構成（追加）は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td>ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
チーム長</td><td>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長（追加）の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ</td><td>本部長が指定する部に属する参事、部</td></tr>
</table>
</td><td>
(5) 各チーム
ア　チーム
（ア）チームは、幹事長の指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
（イ）チームの構成員は、次のとおりとする
<table>
<tr><td>チーム長</td><td>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</td></tr>
<tr><td>ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ</td><td>担当部署に属する課長補佐の職にある者のから事務局長又は主管部の部長が指名する
する。</td></tr>
<tr><td>チーム員</td><td>担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</td></tr>
</table>
イ　プロジェクトチーム
（ア）プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
（イ）プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td>ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
チーム長</td><td>本部室事務局に属する（削除）課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ</td><td>担当部署に属する（削除）部長、担当</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		チーム員 | 長、主幹、課長（追加）の職にある者のうちから（追加）各部長が指名する者とする。 （ウ）（略） （エ）プロジェクトチームの主管部は、適宜プロジェクトチームを招集する。 （追加） 5　部（班・隊） (1) 本部長は、地震災害警戒本部の事務を分掌させるため、（追加）別表1－2－1に掲げるとおり、地震災害警戒本部に部を、部に班（隊）を置き、同表に掲げる担当局室の職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。 (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務及び班（隊）長については別に定める。 6　区本部 (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区（追加）における区本部事務を処理させるため、原則として区役所内に区本部を、区本部に班を置き、当該区の職員のうちから区本部員を動員し、別表1－2－1に掲げる事務を分掌させる。	チーム員 | 部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。 （ウ）（略） （エ）プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。 (6) 本部室事務局 ア　本部室事務局は、本部の事務を総括する。 イ　本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。 5　部（班・隊） (1) 本部長は、地震災害警戒本部の事務を分掌させるため、地震災害警戒本部に別表1－2－1に掲げる（削除）部を（削除）置き、同表に掲げる担当部署に属する職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。 (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務（削除）については、別に定める。 6　区本部 (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区域における地震災害警戒本部の事務を処理させるため、（削除）区役所内に区本部を（削除）置き、当該区役所職員のうちから区本部員を動員し、別表1－2－1に掲げる事務を分掌させる。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	23	(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務及び班長については、別に定める。 (3)～(4)　(略) (5) 区本部室 ア　区連絡会議 (ア) 構成 区本部長：区　長 区隊長：消防署長、環境事業所長、土木事務所長、水道営業所長、その他区本部長が必要と認める者 (注) 会議の議長は、区本部長がつとめる。 (イ) 区連絡会議は、原則として区本部長が必要に応じて招集する。ただし、警戒宣言時、地震災害警戒本部が設置されたときは、区本部長は速やかに区連絡会を招集することとする。 (ウ) (略) (エ) 区本部長は協議の結果、区域内の地震防災応急対策について緊急を要すると認めた場合は、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。この場合、区本部長は(追加)その旨を速やかに本部に報告する。 (オ) 区連絡会議の庶務は、区本部総務班が行う。 イ　区本部連絡員室 (ア) 構成	(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務(削除)については、別に定める。 (3)～(4)　(略) (5) 区本部 ア　区連絡会議 (ア) 構成 (表削除) 区本部長、各区隊の長及びその他区本部長が必要と認める者 (イ) 区連絡会議は、原則として区本部長が必要に応じて招集する。ただし、警戒宣言時、地震災害警戒本部が設置されたときは、区本部長は速やかに区連絡会議を招集することとする。 (ウ) (略) (エ) 区本部長は、協議の結果、区域内の地震防災応急対策について緊急を要すると認めた場合は、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。この場合、区本部長は、本部室事務局を経由し、その旨を速やかに本部長又は防災監に報告する。 (削除) イ　区本部連絡員室 (ア) 構成	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		区本部連絡員室は、区連絡会議を構成する者の属する機関の職員により、次のように構成する。	区本部連絡員室の構成は、次のとおりとする。	
		（イ）（略）	（イ）（略）	
		（ウ）区本部連絡員室の庶務は、区本部総務班が行う。	（削除）	
		7　災害救助地区本部の設置・運営等（「災害救助地区本部運営マニュアル」参照）	7　災害救助地区本部の設置・運営等（削除）	
		(1)（略）	(1)（略）	
		(2) 地区本部の設置・運営等については、「名古屋市災害救助地区本部規則（追加）」を準用する。	(2) 地区本部の設置・運営等については、「名古屋市災害救助地区本部規則（昭和 35 年名古屋市規則第 26 号）」を準用する。	
		(3) 区本部は、地区本部における情報連絡活動等のため、所要の人員を地区本部その他の施設へ派遣する。	(3) 区本部長は、（削除）情報連絡活動等のため必要な人員を地区本部（削除）へ派遣する。	
	24	◎　別表1－2－1　地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌	◎　別表1－2－1　地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌	
		1　共通事項	1　共通事項	
		(1)（略）	(1)（略）	
		(2) 職員の参集状況の確認及び報告 各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は防災危機管理局危機対策室）へ報告する。	(2) 職員の参集状況の確認及び報告 各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は防災危機管理局危機対策課）へ報告する。	
		(3)～(4)（略）	(3)～(4)（略）	
		(5) 地震防災応急対策に係る情報の収集、本部幹事会議への報告 各部・区本部は、地震防災応急対策の実施に伴って	(5) 地震防災応急対策に係る情報の収集、本部幹事会議への報告 各部・区本部は、地震防災応急対策の実施に伴って	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>25</td><td>収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部幹事会議へ報告する（区本部は、総括部を通じて報告する。）。
(6) 各部・区本部間の連絡調整
地震防災応急対策の実施に当たって、他部・区本部との連携が必要な事項が発生したときは、本部幹事会議に対して調整を要請する（区本部は総括部を通じて要請する。）。
2　個別事項<table><tr><th>部・区本部</th><th>担当局・区</th><th>部長又は区本部長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>総括部</td><td>防災危機管理局</td><td>防災危機管理局長</td><td>1～13（略）</td></tr></table></td><td>収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部幹事会議へ報告する（区本部は、本部室事務局を通じて報告する。）。
(6) 各部・区本部間の連絡調整
地震防災応急対策の実施に当たって、他部・区本部との連携が必要な事項が発生したときは、本部幹事会議に対して調整を要請する（区本部は本部室事務局を通じて要請する。）。
2　個別事項<table><tr><th>部・区本部</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>47</td><td>30</td><td>第3節　地震防災応急対策の初動活動体制
第1（略）
第2　職員の動員
1（略）
2　指定動員の指定
(1)　(略)
(2) 区指定動員者
各局・室長は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の配備体制において、区の応急対策のため、自己勤務場所以外の区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告するものとする。</td><td>第3節　地震防災応急対策の初動活動体制
第1（略）
第2　職員の動員
1（略）
2　指定動員の指定
(1)（略）
(2) 区指定動員者
各局・室長は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の配備体制において、区の応急対策のため、自己勤務場所以外の区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策課を通じ区長へ報告するものとする。</td><td>所属名変更</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		3　特命班の設置 総括部の指揮のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。 4～7（略）	3　特命班の設置 本部室事務局の指揮のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。 4～7（略）	
	31	8　職員参集状況の記録、報告 （1）職員の参集状況を毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システム等により防災危機管理局危機対策室へ報告する（準備本部設置後は、庶務部職員班へ報告する）。 第3～第4（略）	8　職員参集状況の記録、報告 （1）職員の参集状況を毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システム等により防災危機管理局危機対策課へ報告する（準備本部設置後は、庶務部職員班へ報告する）。 第3～第4（略）	
	33	◎別図 1-3-1　参集指令伝達系統図　休日及び勤務時間外 （図中） （追加） ↑ 防災危機管理局危機対策室長 ↑ 防災危機管理局危機対策室 危　機　対　策　係　長	◎別図 1-3-1　参集指令伝達系統図　休日及び勤務時間外 （図中） 防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理） ↑ 防災危機管理局危機対策課長 ↑ 防災危機管理局危機対策課 課長補佐（危機対策）	
48	34	第４節　地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第１　（略）	第４節　地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第１　（略）	所属名変更
	39	◎別図 1－4－1　東海地震に関連する調査情報（臨時）伝達系統図　勤務時間内 （追加） （追加）　↑↓　（追加）	◎別図 1－4－1　東海地震に関連する調査情報（臨時）伝達系統図　勤務時間内 防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理） 報告↑↓指示	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		防災危機管理局危機対策室長 報告↑↓指示 防災危機管理局危機対策室	防災危機管理局危機対策課長 報告↑↓指示 防災危機管理局危機対策課	
	40	◎別図１－４－２　東海地震注意情報伝達系統図 （追加） （追加）↑↓（追加） 防災危機管理局危機対策室長 報告↑↓指示 防災危機管理局危機対策室 （防災指令センター）	◎別図１－４－２　東海地震注意情報伝達系統図 防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理） 報告↑↓指示 防災危機管理局危機対策課長 報告↑↓指示 防災危機管理局危機対策課 （防災指令センター）	
		第２　（略）	第２　（略）	
	45	第３　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報 １（略） ２警戒宣言時の広報 （1）～（2）（略）	第３　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報 １（略） ２警戒宣言時の広報 （1）～（2）（略）	防災活動体制の見直しに伴う修正
	50	（3）報道機関への広報依頼 ア　担当部	（3）報道機関への広報依頼 ア　担当部	
	51	総括部、庶務部 イ　方法 総括部は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。 ウ～エ　（略）	本部室事務局、庶務部 イ　方法 本部室事務局は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。 ウ～エ　（略）	
	52	３　相談窓口	３　相談窓口	文言修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（表中） 各区総務課 防災危機管理局危機対策室	（表中） 各区総務課 防災危機管理局総務課	
	53	第４　避難対策 １　市が行う避難対策（第１章　第14節　参照）	第４　避難対策 １　市が行う避難対策（第１章　第14節　参照）	防災活動体制の見直しに伴う修正
		（1）～（11）（略）	（1）～（11）（略）	
	58	（12）避難状況等の報告 ア（略） イ　区本部は、避難状況を学区別、避難場所別にとりまとめ総括部へ報告する。 ウ　総括部は、避難状況を区別にとりまとめ、本部幹事会議に報告する。	（12）避難状況等の報告 ア（略） イ　区本部は、避難状況を学区別、避難場所別にとりまとめ本部室事務局へ報告する。 ウ　本部室事務局は、避難状況を区別にとりまとめ、本部幹事会議に報告する。	
		２～６（略） 第５～第７（略）	２～６（略） 第５～第７（略）	
	64	第８　病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係 １～３　（略）	第８　病院、百貨店等、水道、電気、ガス、通信及び放送関係 １～３　（略）	
	65	４　ガス関係 （1）（略）	４　ガス関係 （1）（略）	東邦ガス株式会社防災業務計画の記載に合わせた修正
	66	（2）安全広報 警戒宣言時、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時における（追加）ガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。（追加）	（2）安全広報 （削除）お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時における使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		第9～第11（略）	第9～第11（略）	
	69	第12　交通対策	第12　交通対策	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
		1　道路	1　道路	
		(1) 県公安委員会	(1) 県公安委員会	
		ア～オ　（略）	ア～オ　（略）	
	73	カ　緊急輸送車両の確認（附属資料編 計画参考58「緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領」参照）	カ　緊急輸送車両の確認（附属資料編 計画参考58「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」参照）	
		（ア）緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条（追加）の規定により緊急輸送車両の確認を行う。	（ア）緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。	
		（イ）緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者（追加）は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。	（イ）緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者等は、「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。	
		（ウ）緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、別記様式「緊急輸送車両確認証明書」を、（附属資料編　計画参考58　別記３参照）とともに、届出者に交付する。	（ウ）緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、（削除）「緊急輸送車両確認証明書」を、標章とともに、申出者に交付する。	
	81	第 13　緊急輸送	第 13　緊急輸送	
		1～4　（略）	1～4　（略）	災害対策基本法施行令の改正に伴う
	82	5　（追加）緊急輸送車両の事前申請	5　警戒宣言発令前における緊急輸送車両の確認申出	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(1) 緊急輸送車両の事前申請 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する関係機関等にあっては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前申請を行うこととする。 (2) 緊急通行車両等事前届出済証の交付範囲 事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、1に定める緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲の車両とする。 6　緊急輸送車両確認の効力 大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。 第14～第15（略）	(1) 緊急輸送車両の確認申出 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する関係機関等にあっては、地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するため、（削除）県公安委員会（削除）へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。 (2) 緊急輸送車両確認申出の対象車両 対象車両は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、1に定める緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な（削除）車両とする。 6　緊急輸送車両確認の効力 大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。 第14～第15（略）	修正
	83			
	85	第 16　市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3（略） 4　不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1)（略） (2) 個別事項 ア～イ　（略） ウ　施設別の措置	第 16　市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3（略） 4　不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1)（略） (2) 個別事項 ア～イ　（略） ウ　施設別の措置	文言整理
	87			

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>89</td><td>各施設における主な対応措置は次のとおりとする。
（表中）<table><tr><th>所管</th><th>施設名</th></tr><tr><td rowspan="3">緑政土木局</td><td>東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター（追加）、野鳥観察館、庄内緑地（追加）、名城公園（追加）、白鳥庭園、荒子川公園（追加）、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園、中村公園</td></tr><tr><td>自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根）</td></tr><tr><td>有料公園駐車場（名城公園正門前、二の丸東・北園・北園第２、白川公園、若宮大通公園白川前・洲崎橋、鶴舞公園、白鳥庭園、荒子川公園（追加）、中村公園、庄内緑地、川名公園、天白公園）</td></tr></table></td><td>各施設における主な対応措置は次のとおりとする。
（表中）<table><tr><th>所管</th><th>施設名</th></tr><tr><td rowspan="3">緑政土木局</td><td>東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター（鶴舞公園内）、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、久屋大通庭園、徳川園（削除）</td></tr><tr><td>自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根）</td></tr><tr><td>有料公園駐車場（名城公園正門前、二の丸東・北園・北園第２、白川公園、若宮大通公園白川前（削除）、鶴舞公園、白鳥庭園（削除）、久屋大通庭園、徳川園、中村公園、庄内緑地、川名公園、天白公園）</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>92</td><td>第17　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達
1　地震災害警戒本部情報センターの開設
地震災害警戒本部が設置されたとき、総括部は直ちに東庁舎1階に地震災害警戒本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報を始め避難状況等に関する情報の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、地震防災応急対策に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。
2　収集・伝達系統及び手段</td><td>第17　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達
1　地震災害警戒本部情報センターの開設
地震災害警戒本部が設置されたとき、本部室事務局は直ちに東庁舎1階に地震災害警戒本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報を始め避難状況等に関する情報の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、地震防災応急対策に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。
2　収集・伝達系統及び手段</td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	93	（表中） 総括部 3　（略） 4　県への報告に関する事項 (1)～(2)　（略） (3) 県への報告事項の収集・報告 各部・区本部からの報告先は情報センターとする。ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する。(区本部情報については、総括部経由とする。) (4) 県への報告の実施 総括部は取りまとめた情報を、(1)、(2)のとおり、速やかに県地震災害警戒本部へ報告する。報告窓口は、県地震災害警戒本部が設置されたときは県地震災害警戒本部警戒情報センター情報統括部に、設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。	（表中） 本部室事務局 3　（略） 4　県への報告に関する事項 (1)～(2)　（略） (3) 県への報告事項の収集・報告 各部・区本部からの報告先は情報センターとする。ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する。(区本部情報については、本部室事務局経由とする。) (4) 県への報告の実施 本部室事務局は取りまとめた情報を、(1)、(2)のとおり、速やかに県地震災害警戒本部へ報告する。報告窓口は、県地震災害警戒本部が設置されたときは県地震災害警戒本部警戒情報センター情報統括部に、設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。	
49	96 98 100 101	第5節　南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項 第1～第2（略） 第3　広報 1（略） 2　広報手段及び方法等 (1)～(2)（略） (3) 同報無線 ア　担当部 総括部	第5節　南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項 第1～第2（略） 第3　広報 1（略） 2　広報手段及び方法等 (1)～(2)（略） (3) 同報無線 ア　担当部 本部室事務局	防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		イ（略） (4)～(5)（略）	イ（略） (4)～(5)（略）	
	102	3　報道機関への広報依頼 (1)　担当部 総括部、庶務部 (2)　方法 総括部は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。 (3)（略）	3　報道機関への広報依頼 (1)　担当部 本部室事務局、庶務部 (2)　方法 本部室事務局は庶務部を通じて、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、広報の放送を依頼する。 (3)（略）	
	103	4　相談窓口 （表中） 各区総務課 防災危機管理局危機対策室	4　相談窓口 （表中） 各区総務課 防災危機管理局総務課	文言修正
	104	第4　避難行動 1 住民等の避難行動等 (1)　（略） (2)　指定避難所の開設等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、事前避難を行う住民を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに事前避難先として確保されている指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣するとともに、区本部はただちに指定避難所の開設状況を総括部へ報告する。 (3)　指定避難所の管理運営等 （略）	第4　避難行動 1 住民等の避難行動等 (1)　（略） (2)　指定避難所の開設等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、事前避難を行う住民を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに事前避難先として確保されている指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣するとともに、区本部はただちに指定避難所の開設状況を本部室事務局へ報告する。 (3)　指定避難所の管理運営等 （略）	防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	104	代表管理者は、避難者数、避難者の居住区別人数、避難者の健康状態その他必要事項について、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を避難所別に取りまとめ総括部へ報告する。総括部は、避難状況を避難所別及び居住区別に取りまとめ、庶務部が本部幹事会議に報告する。	代表管理者は、避難者数、避難者の居住区別人数、避難者の健康状態その他必要事項について、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を避難所別に取りまとめ本部室事務局へ報告する。本部室事務局は、避難状況を避難所別及び居住区別に取りまとめ、庶務部が本部幹事会議に報告する。	
	106	第5～第8　（略）	第5～第8　（略）	
		第9　交通対策	第9　交通対策	
	107	1～2　（略）	1～2　（略）	
		3　鉄道	3　鉄道	対応の見直しに伴う修正
		(1)～(2)　（略）	(1)～(2)　（略）	
		(3) 名古屋臨海高速鉄道株式会社	(3) 名古屋臨海高速鉄道株式会社	
		ア　運行に関する情報	ア　運行に関する情報	
		平常通り運行する。	列車の本数を減らし、徐行等による運行とする。	
		イ　（略）	イ　（略）	
		（追加）	(4) 愛知高速交通株式会社	愛知高速交通株式会社の記載の追加
			ア　列車の運転計画	
			（ア）南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されたときは、原則として運転を継続する。	
			（イ）その後の南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表されたときに備えて、全ての営業列車に係員を添乗させるために動員手配する。	
			（ウ）南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表されたときは、操縦者の	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>動員状況や他社局の運行状況、南海トラフ臨時情報発表からの経過時間を考慮して、列車の運転本数を間引きする運行計画を立て、関係者向けにに周知したうえで実施する。
イ　旅客への案内
ポスター（急告標）、案内表示、ホーム放送、ホームページ等で利用者に情報提供を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>50</td><td>118</td><td>第６節　災害警戒本部の設置及び運営
第1　災害警戒本部の設置及び廃止
1　（略）
2　設置及び廃止の通知
警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。
<table><tr><th>通知先</th><th>通知の手段</th><th>責任者</th></tr><tr><td>各部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>総括部作戦班長</td></tr><tr><td>区本部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr><tr><td>区隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班長</td></tr></table>
第２　警戒本部の組織及び運営
1　本部組織図</td><td>第６節　災害警戒本部の設置及び運営
第１　災害警戒本部の設置及び廃止
1　（略）
2　設置及び廃止の通知
警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。
<table><tr><th>通知先</th><th>通知の手段</th><th>担当</th></tr><tr><td>各部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>本部室事務局</td></tr><tr><td>区本部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr><tr><td>区隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班</td></tr></table>
第２　警戒本部の組織及び運営
1　本部組織図</td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正

防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	119	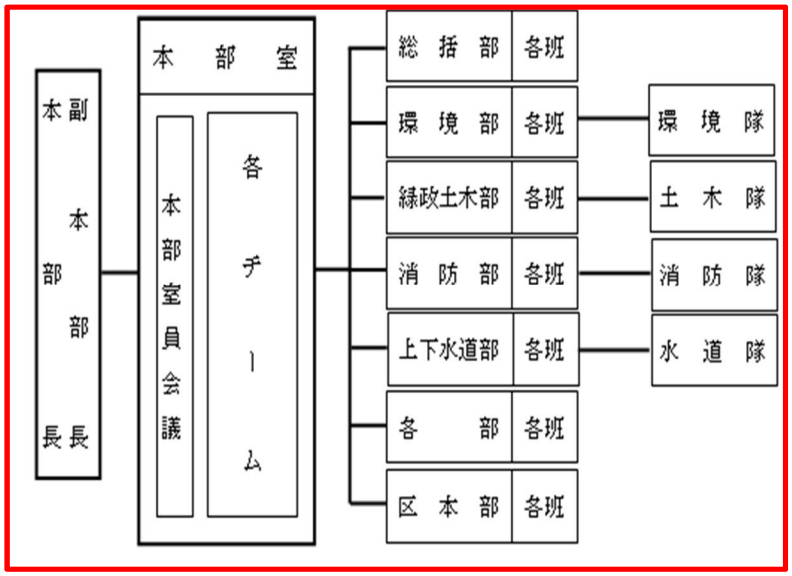 2　本部長及び副本部長 (1)　(略) (2) 本部長は、本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督するとともに、重要事項について基本方針を決定	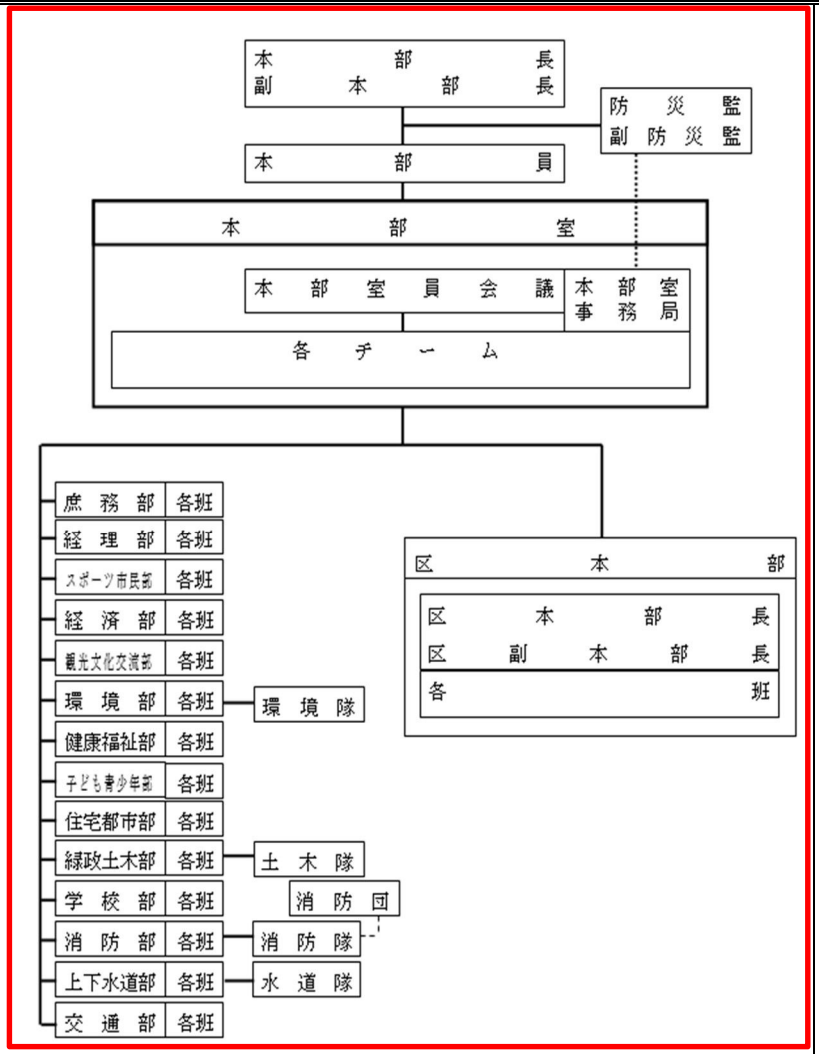 2　本部長及び副本部長 (1)　(略) (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する(削除)。	防災活動体制の見

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>する。
(3)～(4)　(略)
3　本部室員
(1) 本部室員は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部室長とともに本部室員会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。
(2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから各部長が指名する職員をもって充てる。
(追加)

(追加)

(追加)</td><td>(3)～(4)　(略)
3　本部員等
(1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。
(2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

本部員
会計管理者／防災危機管理局長／市長室長／総務局長／財政局長／スポーツ市民局長／経済局長／観光文化交流局長／環境局長／健康福祉局長／子ども青少年局長／住宅都市局長／緑政土木局長／教育長／消防局長／上下水道局長／交通局長／防災危機管理局次長

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。
(3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。
(4) 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができる、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。</td><td>直しに伴う修正

防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

本部員					
会計管理者	防災危機管理局長	市長室長	総務局長	財政局長	スポーツ市民局長
経済局長	観光文化交流局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長
緑政土木局長	教育長	消防局長	上下水道局長	交通局長	防災危機管理局次長

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		4　本部室 (1)　(略) (2) 本部室は本部室員会議（追加）によって運営するものとし、（追加）庶務は総括部が行う。 (3) 本部室員会議 ア　本部室員会議は、本部室長、副本部室長及び本部室員によって構成し、本部室長が議長をつとめる。 イ　本部室長は防災危機管理局次長をもって充て、副本部室長は防災危機管理局危機対策室長をもって充てる。 ウ　副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に事故があるときは、本部室長の職務を代理する。	4　本部室 (1)　(略) (2) 本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。 (3) 本部室員会議 ア　本部室員会議は、応急対策上必要な各種情報を収集して応急対策上の重要な事項の基本方針について協議するとともに、防災監に報告・進言する。 なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 （ア）　各種情報の収集・伝達 （イ）　配備種別の協議 （ウ）　緊急に処置すべき事項の決定 （エ）　軽易な事項の決定 （オ）　各部・区本部間の活動の連絡調整 （カ）　本部室長が必要と認める事項の協議 （キ）　その他本部室員から特に申出があった重要な災害対策に関すること イ　本部室員会議に本部室長、副本部室長、防災調整官及び本部室員を置く。 ウ　本部室長、副防災室長及び防災調整官は、それぞれ防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			理）、防災危機管理局危機対策課長及び防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）をもって充てる。	
		エ　本部室長は、本部室員の中から防災危機管理局危機対策室主幹（危機対策に係る総合調整）を防災調整官として指名する。	エ　副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に事故があるときその職務を代理する。	
		オ　防災調整官は本部室長、副本部室に進言（追加）することができる。	オ　防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言し、本部室員に指示することができる。	
		カ　本部室員会議は、本部長に対し、気象情報及び活動状況等について報告を行うとともに、重要事項について基本方針を協議する。なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 （ア）各種情報の収集・伝達 （イ）配備種別の協議 （ウ）緊急に処置すべき事項の決定 （エ）軽易な事項の決定 （オ）各部・区本部の活動の連絡調整 （カ）その他本部室長が必要と認める事項の協議	（削除）	
		キ　本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集する。 　なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。	カ　本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集する。 　なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。	
		ク　招集の通知は、庁内放送等で行う。	キ　招集の通知は、庁内放送等で行う。	
		ケ　本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎1階 災害対策本部室とする。	ク　本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎１階災害対策本部室とする。	
		コ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラ	ケ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラ	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	120	フ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における本部室員会議の名称は、「南海トラフ地震対策連絡会議」とし、本部室員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 本部室員 防災危機管理局総務課長 会計室次長 市長室秘書課長 総務局総務課長 財政局総務課長 スポーツ市民局総務課長 経済局総務課長 観光文化交流局総務課長 環境局総務課長 健康福祉局監査課長 子ども青少年局総務課長 住宅都市局総務課長 緑政土木局主幹（道路等の危機管理・水防） 教育委員会事務局総務部総務課長 消防局総務部総務課長 上下水道局総務部防災危機管理室長 交通局総務課長 （4）本部長及び本部室長は、特に必要があると認めたときは、本部室に属さない部又は外部機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。	フ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時における本部室員会議の名称は、「南海トラフ地震対策連絡会議」とする。 （削除） （削除）	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（追加）</td><td>（4）各チーム
ア　チーム
（ア）チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
（イ）　チームの構成員は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td>チーム長</td><td>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする</td></tr>
<tr><td>ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ</td><td>担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。</td></tr>
<tr><td>チーム員</td><td>担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</td></tr>
</table>
（ウ）チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。
イ　プロジェクトチーム
（ア）プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
（イ）プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。
<table>
<tr><td>プロジェクトチーム長</td><td>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（追加）	プロジェクトチーム員：担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。 （ウ）プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。 （エ）プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。 (5) 本部室事務局 ア　本部室事務局は、本部の事務を総括する。 イ　本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。	
		5　本部の事務等 (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局（追加）室の職員のうちから部員（追加）を動員し次に掲げる事務を分掌させる。 ア　職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること イ　被害状況の収集及び報告に関すること ウ　所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること エ　応急対策活動の準備に関すること	5　本部の事務等 (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室区の職員のうちから部員及び区本部員を動員する。 （削除）	文言整理
51	122	第 7 節　災害対策本部の設置及び運営 第 1　災害対策本部の設置及び廃止	第 7 節　災害対策本部の設置及び運営 第 1　災害対策本部の設置及び廃止	防災活動体制の見直しに伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>123</td><td>
1　（略）
2　設置及び廃止の通知
（略）
<table>
<tr><th>通知、公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>責任者</th></tr>
<tr><td>各　部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>総括部作戦班長</td></tr>
<tr><td>区本部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>区　隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班長</td></tr>
<tr><td>住　民</td><td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td><td>総括部総務班長</td></tr>
<tr><td>報道機関</td><td>口頭又は文書</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>県本部</td><td>専用線電話、加入電話</td><td>総括部作戦班長</td></tr>
<tr><td>県警本部</td><td>加入電話</td><td>〃</td></tr>
</table>
第２　本部の組織及び運営
１　本部組織図
（表中）
</td><td>
1　（略）
2　設置及び廃止の通知
（略）
<table>
<tr><th>通知、公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>各　部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>区本部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>区　隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班</td></tr>
<tr><td>住　民</td><td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>報道機関</td><td>口頭又は文書</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>県本部</td><td>専用線電話、加入電話</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>県警本部</td><td>加入電話</td><td>〃</td></tr>
</table>
第２　本部の組織及び運営
１　本部組織図
（表中）
</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		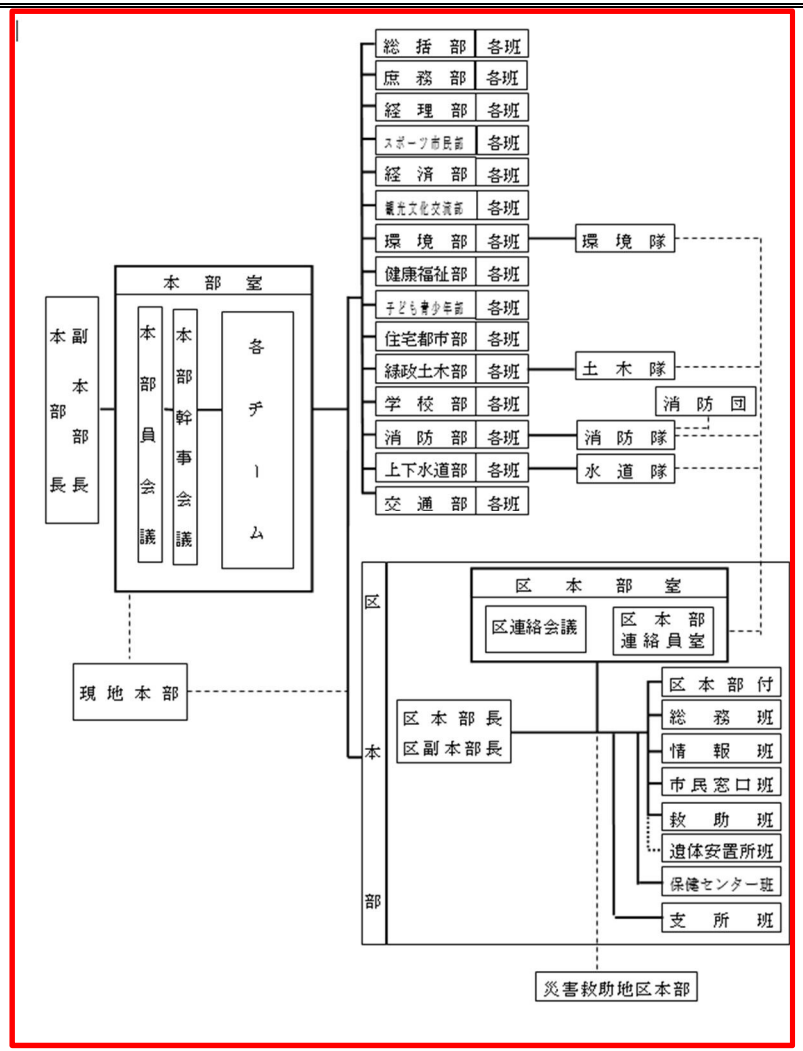	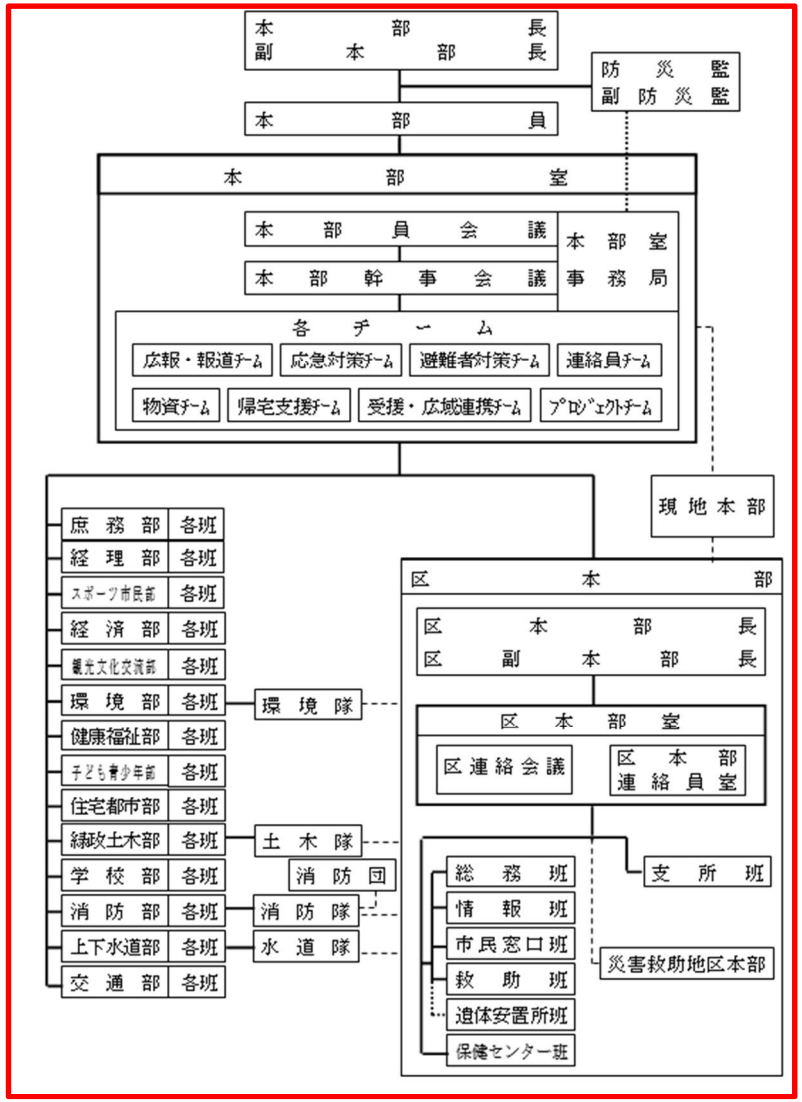	
		2　本部長及び副本部長 (1)　(略) (2) 本部長は、本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮	2　本部長及び副本部長 (1)　(略) (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>124</td><td>
監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
(3)～(4)　(略)
3　本部員等
(1) 本部員は、本部長を補佐する。また本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。
(2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
(表中)
<table>
<tr><th colspan="6">本部員</th></tr>
<tr><td>会計
管理者</td><td>防災危機
管理局長</td><td>市長
室長</td><td>総務
局長</td><td>財政
局長</td><td>スポーツ
市民局長</td></tr>
<tr><td>経済
局長</td><td>観光文化
交流
局長</td><td>環境
局長</td><td>健康福祉
局長</td><td>子ども
青少年
局長</td><td>住宅都市
局長</td></tr>
<tr><td>緑政土木
局長</td><td>教育長</td><td>消防
局長</td><td>上下水道
局長</td><td>交通
局長</td><td>（追加）</td></tr>
</table>
(3)　本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として（追加）指名する。
(4) 防災監は、本部長、副本部長に進言し（追加）他の本部員に指示することができ（追加）る。
4　本部室
</td><td>
監督する（削除）。
(3)～(4)　(略)
3　本部員等
(1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。
(2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
(表中)
<table>
<tr><th colspan="6">本部員</th></tr>
<tr><td>会計
管理者</td><td>防災危機
管理局長</td><td>市長
室長</td><td>総務
局長</td><td>財政
局長</td><td>スポーツ
市民局長</td></tr>
<tr><td>経済
局長</td><td>観光文化
交流
局長</td><td>環境
局長</td><td>健康福祉
局長</td><td>子ども
青少年
局長</td><td>住宅都市
局長</td></tr>
<tr><td>緑政土木
局長</td><td>教育長</td><td>消防
局長</td><td>上下水道
局長</td><td>交通
局長</td><td>防災危機
管理局
次長</td></tr>
</table>
(3)　本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。
(4) 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。
4　本部室
</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(1)（略） (2) 本部室は、本部員会議、本部幹事会議及び各チーム（追加）との連携によって運営するものとし、（追加）庶務は総括部が行う。 (3) 本部員会議 ア　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長をつとめる。 イ　本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 （ア）配備種別に関すること。 （イ）高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関すること。 （ウ）自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。 （エ）他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。 （オ）ボランティア等の受入れに関すること。 （カ）災害救助法の適用に関すること。 （キ）激甚災害の指定の要請に関すること。 （ク）現地本部の設置に関すること。 （ケ）職員の応援に関すること。 （コ）　広域防災拠点の設置に関すること。 （サ）　応急公用負担に関すること。	(1)（略） (2) 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。 (3) 本部員会議 ア　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。 イ　本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、災害対策の基本的事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 （ア）配備種別に関すること （イ）避難指示等に関すること （ウ）災害対応方針の決定に関すること （エ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う事前避難に関すること （オ）業務継続計画に関すること （カ）自衛隊に対する災害派遣要請に関すること （キ）避難行動要支援者名簿の外部提供に関すること （ク）災害救助法の適用に関すること （ケ）帰宅困難者対策に関すること （コ）現地本部の設置に関すること （サ）遺体安置所の設置に関すること	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	125	（シ）災害対策に要する経費の処理に関すること。 （ス）義援金品の募集及び配分に関すること。 （セ）国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること。 （ソ）応急仮設住宅の基本方針に関すること。 （タ）避難行動要支援者名簿の外部提供に関すること。 （チ）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う事前避難に関すること。 （ツ）捜索収容班の編成に関すること。 （テ）プロジェクトチームの設置に関すること。 （ト）家屋被害調査の調査計画に関すること。 （ナ）総合支援窓口の設置に関すること。 （ニ）その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。	（シ）物資集配拠点の開設及び救援物資の受入れに関すること （ス）プロジェクトチームの設置に関すること （セ）災害廃棄物仮置場の設置に関すること （ソ）避難所の環境整備及び避難者ニーズへの対応に関すること （タ）職員の応援に関すること （チ）他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること （ツ）ボランティア等の受入れに関すること （テ）被災者生活再建支援法の適用の要請に関すること （ト）災害弔慰金等支給法の適用に関すること （ナ）応急仮設住宅の基本方針に関すること （ニ）罹災証明書等の申請受付及び発行に関すること （ヌ）家屋被害調査の調査計画に関すること （ネ）義援金品の募集及び配分に関すること （ノ）激甚災害の指定の要請に関すること （ハ）捜索収容班の編成に関すること （ヒ）被災者支援策に関すること （フ）指定避難所の集約及び閉鎖の方針に関すること （ヘ）総合支援窓口の設置に関すること （ホ）災害復興本部の設置に関すること	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
ウ～オ（略）
(4) 本部幹事会議
ア　構成
<table>
<tr><td>幹事長</td><td>防災危機管理局次長</td></tr>
<tr><td>副幹事長</td><td>防災危機管理局危機対策室長</td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>幹　事</td><td>（追加）各部に属する参事、部長（追加）、課長、主幹の職にある者のうちから（追加）各部長が指名する者</td></tr>
</table>
（注）1・2　（略）
3　幹事長は、幹事の中から防災危機管理局危機対策室主幹（危機対策に係る総合調整）を防災調整官として指名する。
4　防災調整官は、幹事長、副幹事長に進言し、他の幹事に指示することができる。
イ　所掌事務
</td><td>
（マ）災害対策に要する経費の処理に関すること
（ミ）国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること
（ム）本部幹事会議からの進言事項に関すること
（メ）その他本部員又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること
（モ）本部長又は副本部長からの指示事項に関すること
ウ～オ（略）
(4) 本部幹事会議
ア　構成
<table>
<tr><td>幹 事 長</td><td>防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）</td></tr>
<tr><td>副幹事長</td><td>防災危機管理局危機対策課長</td></tr>
<tr><td>防災調整官</td><td>防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）</td></tr>
<tr><td>幹　　事</td><td>本部室事務局及び各部に属する（削除）部長、担当部長、課長、又は担当課長の職にある者のうちから事務局長及び本部各部長が指名する者</td></tr>
</table>
（注）1・2　（略）
（削除）
3　防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、（削除）幹事に指示することができる。
イ　所掌事務
</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>126</td><td>
（ア）各種情報の収集・報告
本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議（追加）に報告する。なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>情報の種類</th><th>収　集　・　報　告　担　当　部</th></tr>
<tr><td>a　地震情報、津波情報等</td><td>総括部</td></tr>
<tr><td>b　被害情報</td><td>総括部</td></tr>
<tr><td>c　職員参集状況</td><td>庶務部</td></tr>
<tr><td>d　住民避難状況</td><td>総括部</td></tr>
<tr><td>e　車両、資機材等調達状況</td><td>経理部</td></tr>
<tr><td>f　職員の応援派遣状況</td><td>庶務部</td></tr>
<tr><td>g　自衛隊派遣要請依頼の受付状況</td><td>総括部</td></tr>
<tr><td>h　応急対策実施状況</td><td>各部（区本部については総括部）</td></tr>
<tr><td>i　住民広報の実施状況</td><td>総括部、関係部</td></tr>
<tr><td>j　家屋被害調査の実施状況</td><td>経理部</td></tr>
<tr><td>k　その他（所管施設の情報等）</td><td>関係部</td></tr>
</table>
（イ）応急対策上重要な事項の協議・進言
本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、本部長又は本部員会議（追加）に進言する。
（ウ）（略）
（エ）緊急に処置すべき事項の決定・指示
災害発生初期における災害広報など緊急に応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときには、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができ
</td><td>
（ア）各種情報の収集・報告
本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告する。なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>情報の種類</th><th>収　集　・　報　告　担　当　部</th></tr>
<tr><td>a　地震情報、津波情報等</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>b　被害情報</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>c　職員参集状況</td><td>庶務部</td></tr>
<tr><td>d　住民避難状況</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>e　車両、資機材等調達状況</td><td>経理部</td></tr>
<tr><td>f　職員の応援派遣状況</td><td>庶務部</td></tr>
<tr><td>g　自衛隊派遣要請依頼の受付状況</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>h　応急対策実施状況</td><td>各部（区本部については本部室事務局）</td></tr>
<tr><td>i　住民広報の実施状況</td><td>本部室事務局、関係部</td></tr>
<tr><td>j　家屋被害調査の実施状況</td><td>経理部</td></tr>
<tr><td>k　その他（所管施設の情報等）</td><td>関係部</td></tr>
</table>
（イ）応急対策上重要な事項の協議・進言
本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、本部長又は本部員会議若しくは防災監に進言する。
（ウ）（略）
（エ）緊急に処置すべき事項の決定・指示
災害発生初期における災害広報など緊急に応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときには、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができ
</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>る。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議（追加）にその旨を報告しなければならない。

（オ）～（カ）（略）
（追加）
（キ）その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議
(5) 各チーム
ア　チーム
（ア）チームは、（追加）複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
（イ）チームの構成（追加）は、次のとおりとする
<table><tr><td>チーム長</td><td>総括部に属する主幹、課長の職にある者のうちから総括部長が指名する者とする。</td></tr><tr><td>ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ</td><td>本部長が指定するチームの主管部に属する係長、主査の職にある者のうちから（追加）各部長が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チーム員</td><td>本部長が指定する部に属する職員のうちから（追加）各部長が指名する者とする。</td></tr></table>イ　プロジェクトチーム
（ア）プロジェクトチームは（追加）、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
（イ）プロジェクトチームの構成（追加）は、次の</td><td>る。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議若しくは防災監にその旨を報告しなければならない。
（オ）～（カ）（略）
（キ）幹事長が必要と認める事項の協議
（ク）その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議
(5) 各チーム
ア　チーム
（ア）チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
（イ）チームの構成員は、次のとおりとする
<table><tr><td>チーム長</td><td>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</td></tr><tr><td>ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ</td><td>担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チーム員</td><td>担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</td></tr></table>イ　プロジェクトチーム
(ｱ) プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
(ｲ) プロジェクトチームの構成員は、次のとおり</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	127	とおりとする。 プロジェクトチーム長：本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長（追加）の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。 プロジェクトチーム員：本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長（追加）の職にある者のうちから（追加）各部長が指名する者とする。 （ウ）（略） （エ）プロジェクトチームの主管部は、適宜プロジェクトチームを招集する。 (6) 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員を本部員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチームの会議に出席要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。 (7) 連絡員は、東庁舎1階災害対策本部室に常駐し、各部幹事を補佐する。 （追加） 5　部（班・隊）	とする。 プロジェクトチーム長：本部室事務局に属する（削除）課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。 プロジェクトチーム員：担当部署に属する（削除）部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。 （ウ）（略） （エ）プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。 (6) 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関職員の本部員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチームへの出席を要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。 （削除） (7) 本部室事務局 ア　本部室事務局は、本部の事務を総括し、別表1－7－1に掲げる事務を所掌する。 イ　本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。 5　部（班・隊）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表1－6－1に掲げる部を置き、同表に掲げる担当局室の職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。 (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務及び班（隊）長については附属資料編に定める。 6　区本部 (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区（追加）における区本部事務を処理させるため、区役所内に区本部を置き、当該区の職員のうちから区本部員を動員し、別表1－6－1に掲げる事務を分掌させる。 (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務及び班長については、附属資料編に定める。 (3)～(4) （略） (5) 区本部室 ア　区連絡会議 （ア）～（ウ）（略） （エ）区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、（追加）その処置につき必要な限度において、各区隊長に指示をすることができる。この場合、区本部長は、総括部を経由し、その旨をすみやかに本部室へ報告する。	(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表1－7－2に掲げる部を置き、同表に掲げる担当部署に属する職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。 (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務（削除）については附属資料編に定める。 6　区本部 (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区役所内に区本部を置き、当該区役所職員のうちから区本部員を動員し、別表1－7－2に掲げる事務を分掌させる。 (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務（削除）については、附属資料編に定める。 (3)～(4) （略） (5) 区本部室 ア　区連絡会議 （ア）～（ウ）（略） （エ）区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。この場合、区本部長は、本部室事務局を経由し、その旨をすみやかに本部長又は防災監に報告する。	
	128	イ　区本部連絡員室	イ　区本部連絡員室	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（ア）（略） （イ）所掌事務 （追加） a　区内の応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡・調整 b　各種情報の収集、伝達 c　区連絡会議への報告 （追加）	（ア）（略） （イ）所掌事務 a　区連絡会議の指示の伝達 b　区内の応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡・調整 c　各種情報の収集、伝達 d　区連絡会議への報告 e　その他室長が必要と認める事項の協議	
	129	（資料） ・名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 （附属資料編　計画資料54）	（資料） （削除）	
	130	（追加）	◎別表1－7－1 本部室事務局の所掌事務 1　災害対策本部等の設置及び運営に関すること 2　防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関すること 3　気象警報等の収集及び伝達に関すること 4　避難指示等に関すること 5　防災行政無線の運用及び統制に関すること 6　サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関すること 7　情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること 8　災害対策本部等の対応状況等の取りまとめ及びその報告に関すること 9　他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること 10　報道機関への情報提供及び住民広報に関する	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>こと
11　活動の記録及び資料の収集に関すること
12　名古屋市防災会議との連絡に関すること
13　災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請に関すること
14　国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること
15　業務継続計画に関すること
16　災害対策本部等の各部との連絡調整に関すること
17　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う事前避難に関すること
18　現地本部の設置に関すること
19　被害状況等の取りまとめ及び分析に関すること
20　災害対策本部等の区本部との連絡調整に関すること
21　各チームの運営に関すること
22　事務局長からの指示事項に関すること
23　その他重要な災害対策に関すること</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>130</td>
<td>◎別表1－7－1
1　災害対策本部の部及び区本部の主な任務
<table>
<tr><th>部・
区本部</th><th>担当局・
区</th><th>部長又は
区本部長</th><th>事務分掌</th></tr>
<tr><td>総括部</td><td>防災危機
管理局</td><td>防災危機
管理局長</td><td>1～9（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>◎別表1－7－2
1　災害対策本部の部及び区本部の主な任務
<table>
<tr><th>部・
区本部</th><th>担当部署</th><th>部長又は
区本部長</th><th>事務分掌</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
52	134	第８節　初動活動体制 第１　（略） 第２　震度別の初動活動等 １　震度４の初動活動 （1）勤務時間内 ア　（略）	第８節　初動活動体制 第１　（略） 第２　震度別の初動活動等 １　震度４の初動活動 （1）勤務時間内 ア　（略）	防災活動体制の見直しに伴う修正
	135	イ　配備種別の指示、伝達 配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、総括部が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。 ウ　地震・津波情報の収集及び伝達 総括部を中心に各部は、地震発生直後、市有及び市役所庁舎内等の地震計及び名古屋地方気象台、愛知県、テレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集するとともに、総括部は各部、区本部等へ最新情報を伝達する。 エ～キ（略）	イ　配備種別の指示、伝達 配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、本部室事務局が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。 ウ　地震・津波情報の収集及び伝達 本部室事務局を中心に各部は、地震発生直後、市有及び市役所庁舎内等の地震計及び名古屋地方気象台、愛知県、テレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集するとともに、本部室事務局は各部、区本部等へ最新情報を伝達する。 エ～キ（略）	
		(2)　勤務時間外（夜間・休日等） ア　災害警戒本部の初動体制 災害警戒本部の体制が整うまでの間にあっては、防災危機管理局主幹（初動対応）を中心に、防災指令センターにおいて、勤務時間内に準じて以下のことを行う。	(2)　勤務時間外（夜間・休日等） ア　災害警戒本部の初動体制 災害警戒本部の体制が整うまでの間にあっては、防災危機管理局担当課長（初動対応）を中心に、防災指令センターにおいて、勤務時間内に準じて以下のことを行う。	所属名変更
	136	イ　本部長、副本部長への報告等 次の場合においては、防災危機管理局主幹（初動対応）は、本部長、副本部長に報告するとともに必	イ　本部長、副本部長への報告等 次の場合においては、防災危機管理局担当課長（初動対応）は、本部長、副本部長に報告するとと	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	139	要な指示を受けるものとする。 ウ　配備種別の指示、伝達 配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、総括部が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。 エ～オ（略） 2　震度5弱以上の初動活動 (1)～(2)（略） (3) オープンスペースの活用 大地震による被害が発生した場合、総括部は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。 (表中) オープンスペースの利用希望を報告：オープンスペースを利用希望する関係部及び関係機関は被害状況を勘案して、発災後1か月先を見通し、総括部に利用希望を報告 ↓ オープンスペース利用調整：総括部、管理者並びにオープンスペースを利用する関係部及び関係機関は連携して利用調整を行う。 (4) 勤務時間外（夜間・休日等）における市長（本部	もに必要な指示を受けるものとする。 ウ　配備種別の指示、伝達 配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、本部室事務局が通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する エ～オ（略） 2　震度5弱以上の初動活動 (1)～(2)（略） (3) オープンスペースの活用 大地震による被害が発生した場合、本部室事務局は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。 (表中) オープンスペースの利用希望を報告：オープンスペースを利用希望する関係部及び関係機関は被害状況を勘案して、発災後1か月先を見通し、本部室事務局に利用希望を報告 ↓ オープンスペース利用調整：本部室事務局、管理者並びにオープンスペースを利用する関係部及び関係機関は連携して利用調整を行う。 (4) 勤務時間外（夜間・休日等）における市長（本部	防災活動体制の見直しに伴う修正 防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		長）、副市長（副本部長）の緊急登庁 ア～ウ　（略） エ　その他 （ア）総括部及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。 （イ）その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、総括部が別に定める。 第3　職員の動員 1　（略） 2　指定動員の指定 (1)（略） (2) 区指定動員者 各局・室長は、市域に震度５強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告する。 3　特命班の設置 災害の状況に応じて、総括部の指揮のもと支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。 4～7　（略） 第４～第６　（略）	長）、副市長（副本部長）の緊急登庁 ア～ウ　（略） エ　その他 （ア）本部室事務局及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。 （イ）その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、本部室事務局が別に定める。 第3　職員の動員 1　（略） 2　指定動員の指定 (1)（略） (2) 区指定動員者 各局・室長は、市域に震度５強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策課を通じ区長へ報告する。 3　特命班の設置 災害の状況に応じて、本部室事務局の指揮のもと支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。 4～7　（略） 第４～第６　（略）	
	140 141 145	◎計画表 1-8-1　防災活動体制及び配備基準 1　（略）	◎計画表 1-8-1　防災活動体制及び配備基準 1　（略）	防災活動体制の見直しに伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>147</td><td>2　配備種別
（表中）
<table><tr><th>配備種別</th><th>事　象　等</th><th>体　制</th></tr><tr><td>第3非常配備</td><td>1～7　（略）</td><td>第2非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制
（注10）市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制</td></tr><tr><td>第4非常配備</td><td>1～5　（略）</td><td>市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制
（注11）市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制</td></tr></table>（追加）</td><td>2　配備種別
（表中）
<table><tr><th>配備種別</th><th>事　象　等</th><th>体　制</th></tr><tr><td>第3非常配備</td><td>1～7　（略）</td><td>第2非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制
（注10）市本部各部及び別表5の該当区本部による配備体制</td></tr><tr><td>第4非常配備</td><td>1～5　（略）</td><td>市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制
（注11）市本部各部及び別表5の該当区本部による配備体制</td></tr></table>※　本部室事務局の配備種別については、市本部各部及び区本部に発令される最も上位の配備種別に準ずる。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>149</td><td>別表2
（表中）
<table><tr><th>部</th></tr><tr><td>総括部、緑政土木部、上下水道部、消防部</td></tr></table></td><td>別表2
（表中）
<table><tr><th>部</th></tr><tr><td>（削除）、緑政土木部、上下水道部、消防部</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>53</td><td>156</td><td>第9節　情報連絡活動
第1　（略）
第2　災害対策（警戒）本部情報センターの開設
災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎1階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情</td><td>第9節　情報連絡活動
第1　（略）
第2　災害対策（警戒）本部情報センターの開設
災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎1階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情</td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正、文言整理</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>報処理装置を活用し、地震に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は各部連絡員（本部室員）・総括部又は各チームを通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。
第３　情報等の種別及び収集・伝達
1～2　（略）</td><td>報処理装置を活用し、地震に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は本部室事務局又は各チームを通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。
第３　情報等の種別及び収集・伝達
1～2　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>159</td><td>3　被害情報
(1)　(略)
(部門別の情報)
(表中)<table><tr><td rowspan="2">その他の情報</td><td>上記以外の所管施設</td><td>所管部</td></tr><tr><td>電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設（追加）</td><td>総括部</td></tr></table></td><td>3　被害情報
(1)　(略)
(部門別の情報)
(表中)<table><tr><td rowspan="2">その他の情報</td><td>上記以外の所管施設</td><td>所管部</td></tr><tr><td>電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、公共交通施設（交通部担当除く）</td><td>本部室事務局</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>160</td><td>(2)　被害情報等の収集・伝達系統及び手段
(表中)<table><tr><td>総括部</td></tr></table></td><td>(2)　被害情報等の収集・伝達系統及び手段
(表中)<table><tr><td>本部室事務局</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>161</td><td>(3)　被害情報等の収集・報告の方法
ア～イ　（略）
ウ　報告の方法
（ア）報告先
各部・区本部からの報告先は情報センターとする。ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する（区本部情報については、総括部経由とする）。</td><td>(3)　被害情報等の収集・報告の方法
ア～イ　（略）
ウ　報告の方法
（ア）報告先
各部・区本部からの報告先は情報センターとする。ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する（区本部情報については、本部室事務局経由とする）。</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（イ）　（略）	（イ）　（略）	
		エ　県災害対策本部への報告 総括部は取りまとめた被害情報をすみやかに県災害対策本部へ報告する。報告窓口は、県本部が設置されたときは県本部情報部方面班に、県本部が設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。	エ　県災害対策本部への報告 本部室事務局は取りまとめた被害情報をすみやかに県災害対策本部へ報告する。（削除）県本部が設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。	
	162	オ　内閣府への報告 総括部及び健康福祉部（災害救助費に関することに限る）は、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき内閣府に速やかに報告する。報告窓口は内閣府政策統括官（防災担当）とする。	オ　内閣府への報告 本部室事務局及び健康福祉部（災害救助費に関することに限る）は、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき内閣府に速やかに報告する。報告窓口は内閣府政策統括官（防災担当）とする。	
		カ　（略）	カ　（略）	
		4　対策情報 （1）（略） （2）対策情報の伝達方法 ア　（略） イ　住民避難状況の報告 （ア）（略） （表中）	4　対策情報 （1）（略） （2）対策情報の伝達方法 ア　（略） イ　住民避難状況の報告 （ア）（略） （表中）	
	163	災害対策（警戒）本部（総括部）	災害対策（警戒）本部（本部室事務局）	
		（イ）指定避難所（追加）の開設指示以後における指定避難所（追加）の情報 区本部は、指定避難所（追加）の施設管理者か	（イ）指定避難所等の開設指示以後における指定避難所等の情報 区本部は、指定避難所等の施設管理者から住	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	164	ら住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所（追加）を開設した場合は、指定避難所（追加）開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システムにて、総括部へ報告する。 （表中） 総括部 ウ　（略） （伝達系統） （表中） 総括部 エ　（略） オ　自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部に対し、派遣要請依頼を行う。（総括部長あて様式１－12－１（１－12－2）を提出する。 （伝達系統） （庁内電話・伝令） 総括部 カ　応急対策の実施要請 各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は総括部を経由する。	民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて、本部室事務局へ報告する。 （表中） 本部室事務局 ウ　（略） （伝達系統） （表中） 本部室事務局 エ　（略） オ　自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、本部室事務局に対し、派遣要請依頼を行う。（本部室事務局長あて様式１－12－１（１－12－2）を提出する。 （伝達系統） （庁内電話・伝令） 本部室事務局 カ　応急対策の実施要請 各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（伝達系統） 総括部 キ　応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは市町村防災支援システムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は総括部を経由する。 （伝達系統） 総括部 ク　その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については総括部へそれぞれ報告する。	（伝達系統） 本部室事務局 キ　応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは市町村防災支援システムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。 （伝達系統） 本部室事務局 ク　その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については本部室事務局へそれぞれ報告する。	
	165	第４　通信連絡手段の確保及び活用 １　無線電話の統制 （1）無線電話の統制 ア　防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、総括部が行う。	第４　通信連絡手段の確保及び活用 １　無線電話の統制 （1）無線電話の統制 ア　防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、本部室事務局が行う。	
54	170 171	第 10 節　広報・広聴活動 第１　広報活動 1～2　（略） 3　広報の方法 （1）（略） （2）報道機関との連携 ア　（略）	第 10 節　広報・広聴活動 第１　広報活動 1～2　（略） 3　広報の方法 （1）（略） （2）報道機関との連携 ア　（略）	防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		イ　報道機関への情報提供等 （ア）総括部は、災害発生直後において、第１報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。 （イ）（略）	イ　報道機関への情報提供等 （ア）本部室事務局は、災害発生直後において、第１報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。 （イ）（略）	
	172	（ウ）総括部は、ラジオライフラインネットワーク（ＣＢＣラジオ、東海ラジオ、ＦＭ－ＡＩＣＨＩ、ＺＩＰ－ＦＭ、名古屋市防災危機管理局、名古屋市上下水道局、東邦ガス、中部電力パワーグリッド及びＮＴＴ西日本で組織する電話会議システムを利用した情報提供ネットワーク）による同時放送を活用した情報提供を行う。 （エ）（略） (3) 市公式ウェブサイトによる広報 総括部は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。	（ウ）本部室事務局は、ラジオライフラインネットワーク（ＣＢＣラジオ、東海ラジオ、ＦＭ－ＡＩＣＨＩ、ＺＩＰ－ＦＭ、名古屋市防災危機管理局、名古屋市上下水道局、東邦ガス、中部電力パワーグリッド及びＮＴＴ西日本で組織する電話会議システムを利用した情報提供ネットワーク）による同時放送を活用した情報提供を行う。 （エ）（略） (3) 市公式ウェブサイトによる広報 本部室事務局は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。	
		(4)～(10)（略） 4　要配慮者への広報	(4)～(10)（略） 4　要配慮者への広報	
	173	(1) 障害者 （略） （追加）	(1) 障害者 （略） また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。	文言整理
		(2)（略） 第２　広聴活動	(2)（略） 第２　広聴活動	文言整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		1　被災相談窓口の設置 スポーツ市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。 この場合、スポーツ市民部（追加）は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。	1　被災相談窓口の設置 スポーツ市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。 この場合、スポーツ市民部及び区本部は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。	
55	174 175 176	第11節　災害救助法の適用 第1～第2（略） 第3　救助の実施 1　災害救助法の適用 (1)　災害の情報提供 災害救助法による救助の実施の必要性が明確である、又はその可能性があると認められる災害が発生した場合には、総括部は、次の内容を内閣府あて情報提供する。 (2)（略） 2　（略） 3　救助の対象、方法、経費及び期間 救助の対象、方法、経費及び期間については、名古屋市災害救助法施行細則による。 ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、総括部は内閣府に協議し、特別基準により実施するものとする。	第11節　災害救助法の適用 第1～第2（略） 第3　救助の実施 1　災害救助法の適用 (1)　災害の情報提供 災害救助法による救助の実施の必要性が明確である、又はその可能性があると認められる災害が発生した場合には、本部室事務局は、次の内容を内閣府あて情報提供する。 (2)（略） 2　（略） 3　救助の対象、方法、経費及び期間 救助の対象、方法、経費及び期間については、名古屋市災害救助法施行細則による。 ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、本部室事務局は内閣府に協議し、特別基準により実施するものとする。	 防災活動体制の見直しに伴う修正
56	177	第 12 節　応援要請 第1　他の地方公共団体等への応援要請 1～2　（略）	第 12 節　応援要請 第1　他の地方公共団体等への応援要請 1～2　（略）	防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	179	3　応援要請の方法	3　応援要請の方法	
		(1)（略）	(1)（略）	
		(2) 総括部は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。	(2) 本部室事務局は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。	
		4～5（略）	4～5（略）	
	180	第2　受援班の設置	第2　受援班の設置	
	181	1　災害対策本部に総括部、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。	1　災害対策本部に本部室事務局、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。	
		2～3　（略）	2～3　（略）	
		第3　自衛隊に対する派遣要請	第3　自衛隊に対する派遣要請	
		1　（略）	1　（略）	
	182	2　派遣要請依頼	2　派遣要請依頼	
		(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合	(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合	
		ア～ウ　（略）	ア～ウ　（略）	
		エ　総括部は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）を県知事（防災安全局災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。	エ　本部室事務局は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）を県知事（防災安全局災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。	
		オ　総括部は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。	オ　本部室事務局は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。	
		カ　総括部は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊	カ　本部室事務局は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	183	への通知をした事項について通知する。 キ　総括部は、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。 ク　総括部は、県知事から自衛隊の災害派遣の決定通知を受けたとき、派遣要請を依頼した部・区本部に対して、災害派遣の有無、災害の規模、その他派遣に関する必要な事項を伝達・指示する。 (2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知する場合 ア～ウ　(略) エ　総括部は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を選定する（陸、海、空)。 オ　総括部は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。 カ　総括部は、速やかに、県知事に自衛隊への通知をした事項について通知する。 キ　総括部長は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している　場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本部長に伺うことなく通知することができる。なお、通知した内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。 3　(略) 4　派遣部隊に対する各部・区本部の対応 (1) 総括部	自衛隊への通知をした事項について通知する。 キ　本部室事務局は、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。 ク　本部室事務局は、県知事から自衛隊の災害派遣の決定通知を受けたとき、派遣要請を依頼した部・区本部に対して、災害派遣の有無、災害の規模、その他派遣に関する必要な事項を伝達・指示する。 (2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知する場合 ア～ウ　(略) エ　本部室事務局は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を選定する（陸、海、空)。 オ　本部室事務局は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。 カ　本部室事務局は、速やかに、県知事に自衛隊への通知をした事項について通知する。 キ　本部室事務局長は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本部長に伺うことなく通知することができる。なお、通知した内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。 3　(略) 4　派遣部隊に対する各部・区本部の対応 (1) 本部室事務局	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		ア～イ　（略） (2) 派遣要請を依頼した部・区本部 ア～ウ　（略） エ　その他総括部より指示のあった事項	ア～イ　（略） (2) 派遣要請を依頼した部・区本部 ア～ウ　（略） エ　その他本部室事務局より指示のあった事項	
57	199 200 202	第14節　避難 第1　避難指示 1～2　（略） 3　避難指示の発令 (1)～(6)（略） (7) 総括部は、電子メール（きずなネット防災情報）、緊急速報メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）、アプリケーションにより、避難指示の情報を配信する。 (8)～(10)（略） 4　報告、公示 (1) 市長（本部長）は、避難指示を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部） (2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。（担当は総括部） (3) 区長（区本部長）は、避難指示の実施状況について、総括部に報告する。 第2　避難誘導及び移送 1　避難の誘導 (1)～(2)（略）	第14節　避難 第1　避難指示 1～2　（略） 3　避難指示の発令 (1)～(6)（略） (7) 本部室事務局は、電子メール（きずなネット防災情報）、緊急速報メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）、名古屋市防災アプリ等により、避難指示の情報を配信する。 (8)～(10)（略） 4　報告、公示 (1) 市長（本部長）は、避難指示を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は本部室事務局） (2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。（担当は本部室事務局） (3) 区長（区本部長）は、避難指示の実施状況について、本部室事務局に報告する。 第2　避難誘導及び移送 1　避難の誘導 (1)～(2)（略）	防災活動体制の見直しに伴う修正、文言整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	203	(3) 避難先は、おおむね次の基準による (表中) ・津波浸水想定区域外 ・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波に対する指定緊急避難場所）等 第3　指定緊急避難場所の開設及び管理運営 1　指定緊急避難場所 (1)　(略) (2) 津波（津波避難ビル） 伊勢三河湾に大津波警報が発表された等で、浸水想定区域外又は高台へ避難する時間がない場合に避難する施設 第4　指定避難所の開設及び管理運営 1　(略) 2　指定避難場所の運営 (略) (追加) また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(3) 避難先は、おおむね次の基準による (表中) ・津波災害警戒区域外 ・津波災害警戒区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル（津波に対する指定緊急避難場所）等 第3　指定緊急避難場所の開設及び管理運営 1　指定緊急避難場所 (1)　(略) (2) 津波（津波避難ビル） 伊勢三河湾に大津波警報が発表された等で、津波災害警戒区域外又は高台へ避難する時間がない場合に避難する施設 第4　指定避難所の開設及び管理運営 1　(略) 2　指定避難場所の運営 (略) また、指定避難所運営マニュアルや訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。特に夏季には熱中症、冬季には低体温症の危険が高まるため、熱中症等の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 その他、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じることよう努めるものとする。	防災基本計画の記載に合わせた修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		第5　避難状況等の報告 1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ総括部へ報告する。 3 総括部は、避難状況を区別に取りまとめ、本部幹事会議に報告する。	第5　避難状況等の報告 1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を本部室事務局へ報告する。 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ本部室事務局へ報告する。 3 本部室事務局は、避難状況を区別に取りまとめ、本部幹事会議に報告する。	防災活動体制の見直しに伴う修正
58	208 209 210	第 15 節　医療救護・保健衛生 【医療救護】 第 1　（略） 第 2　救護 2（略） 3　救護の方法 (1) 第1救護 （略） なお、発災直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急処置を実施する 4　傷病者の搬送・移送 (1)　（略） (2) 災害医療活動拠点で第 2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、へ	第 15 節　医療救護・保健衛生 【医療救護】 第 1　（略） 第 2　救護 2（略） 3　救護の方法 (1) 第1救護 （略） なお、発災直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊員は応急的な救護所において可能な限り応急処置を実施する 4　傷病者の搬送・移送 (1)　（略） (2) 災害医療活動拠点で第 2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、本部室事務局は自衛隊とも連携を図	文言整理 防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		リコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。	り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。	
		第３　医療・助産機関の被災状況の把握及び周知 1～3　（略） 4 総括部の情報 総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健センター班に情報提供する。	第３　医療・助産機関の被災状況の把握及び周知 1～3　（略） 4 本部室事務局の情報 本部室事務局が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健センター班に情報提供する。	防災活動体制の見直しに伴う修正
	214	【保健衛生】 第１　（略）	【保健衛生】 第１　（略）	
	215	第２　保健衛生 （略） 健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、保健救護班を配置する。（追加）	第２　保健衛生 （略） 健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、保健救護班を配置する。また、被害状況を踏まえ、本部長は、愛知県に対し DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請を行う。	DHEAT に関する記載の追加
59	218	第16節　輸送・道路等応急対策 【輸送】 第１　車両等の調達 1　（略） 2　各部、区本部 (1)　（略） (2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する(区本部は、総括部を経由)。ただし、特	第16節　輸送・道路等応急対策 【輸送】 第１　車両等の調達 1　（略） 2　各部、区本部 (1)　（略） (2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する(区本部は、本部室事務局を経由)。ただ	防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		殊車両等については、各部で調達する (3)　(略) 3　(略) 第２　(略)	し、特殊車両等については、各部で調達する (3)　(略) 3　(略) 第２　(略)	
	219	第３　緊急通行車両等の確認（追加）手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出の手続がなされている車両にあっては、所定の手続を進めるとともに、新たに、確認手続をする必要が生じた車両にあっては、次のとおり取り扱うものとする。 1　市所有の車両にあっては、各部からの申請に基づき、総括部においてとりまとめ、愛知県警察本部に申請する。なお、区本部等が所有する車両にあっては、区本部等ごとに所轄警察署に申請する。 2　市所有以外の車両にあっては、経理部調達班がとりまとめ、総括部において申請する。	第３　緊急通行車両等の確認申出手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続がなされている車両にあっては、特に手続きを要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続を進めるとともに、災害発生時に確認申出手続をする必要が生じた車両にあっては、各部、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。 （削除） （削除）	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
		第４　輸送ルートの確保 1　陸上輸送 緑政土木部は、警察、他の道路管理者等と連携し、あらかじめ指定された緊急輸送道路（追加）の被害状況や道路啓開の進捗状況等を踏まえ、緊急陸上輸送ルートの	第４　輸送ルートの確保 1　陸上輸送 緑政土木部は、警察、他の道路管理者等と連携し、あらかじめ指定された緊急輸送道路等の被害状況や道路啓開の進捗状況等を踏まえ、緊急陸上輸送ルートの設定に	文言整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		設定に必要な情報を本部員会議に報告するものとする。 　また、国土交通省が整備した庄内川、矢田川の緊急用河川敷道路については、緊急陸上輸送ルートネットワークとして考慮するものとする。	必要な情報を本部員会議に報告するものとする。 　また、国土交通省が整備した庄内川、矢田川の緊急用河川敷道路については、緊急陸上輸送ルートネットワークとして考慮するものとする。	
	220	（資料）	（資料）	
		・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領　（附属資料編　計画参考58）	・緊急通行車両等の確認手続等実施要領　（附属資料編　計画参考58）	
	221	【道路等応急対策】	【道路等応急対策】	
		第1　緊急輸送道路	第1　緊急輸送道路	緊急輸送道路のネットワーク計画の見直しに伴う修正
		1～2（略）	1～2（略）	
		（追加）	3　第3次緊急輸送道路ネットワーク 　第1次、第2次緊急輸送道路ネットワーク以外の道路で、第1次、第2次緊急輸送道路から主要な防災拠点までの緊急輸送を担う道路	
		第 2～第 3　（略）	第 2～第 3　（略）	
		第 4　道路啓開活動	第 4　道路啓開活動	
		1～2　（略）	1～2　（略）	文言整理
	222	3　道路啓開体制	3　道路啓開体制	
		地震により緊急輸送道路（追加）が被害を受け道路閉塞した場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な道路啓開を実施する。	地震により緊急輸送道路等が被害を受け道路閉塞した場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な道路啓開を実施する。	
		第5～第10　（略）	第5～第10　（略）	
	226	◎別図1－16－1　緊急輸送道路網図	◎別図1－16－1　緊急輸送道路網図	緊急輸送道路のネットワーク計画の

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		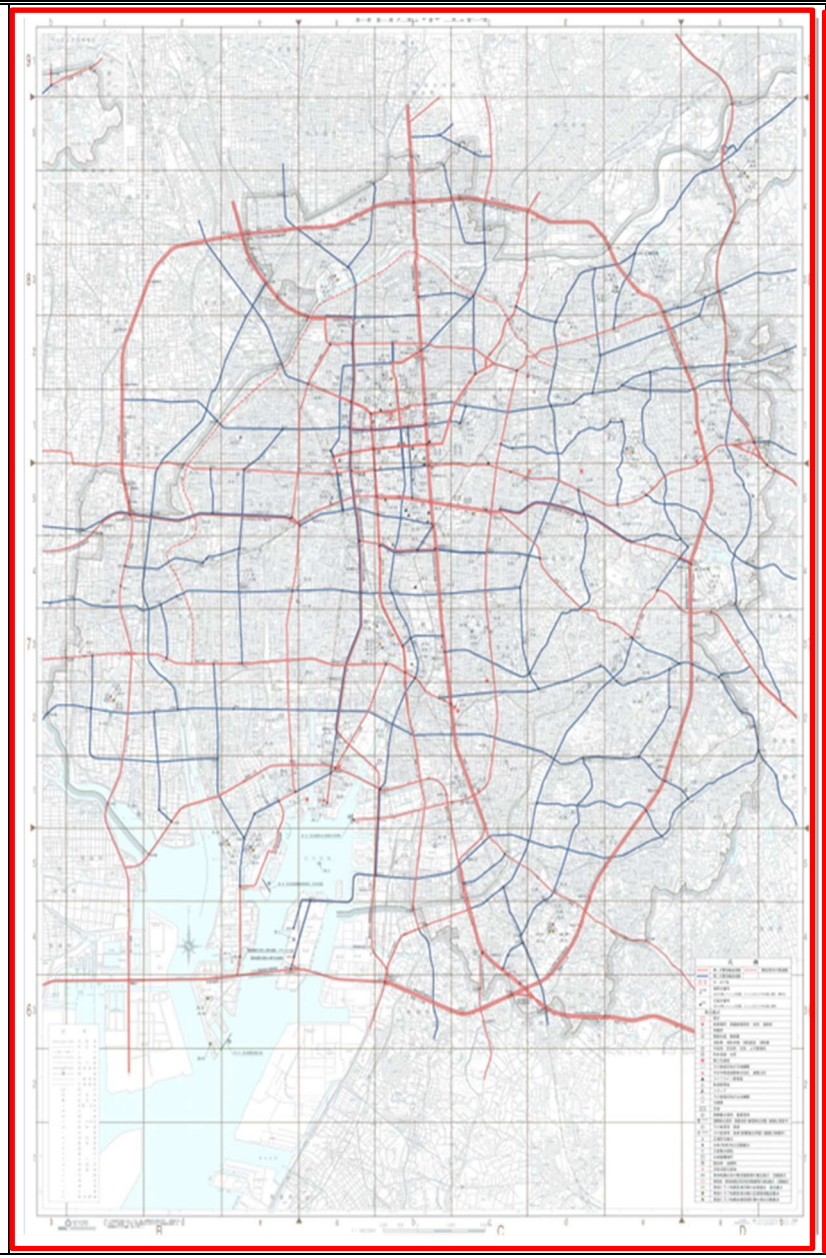	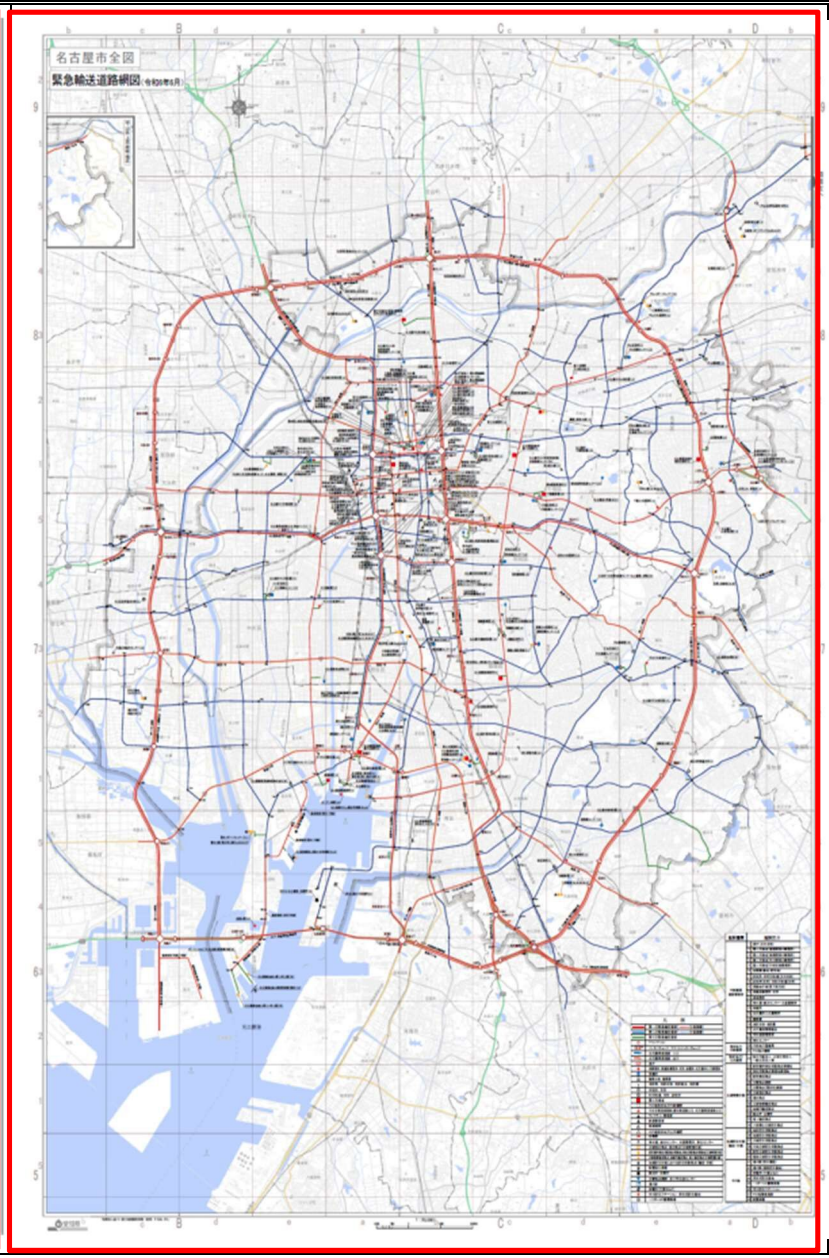	見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	227	緊急輸送道路一覧	緊急輸送道路一覧	

修正前

第１次緊急輸送道路

路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離
国道 153 号	5.6	㊩ 名古屋多治見線	3.5	㊀ 田籾名古屋線	1.6
国道 154 号	4.0	名古屋津島線	6.1	↓ 港中川線	0.5
国道 155 号	1.6	名古屋長久手線	11.6	◇ 矢場町線	3.4
国道 247 号	5.9	名古屋中環状線	2.8	㊎ 名古屋環状線	0.7
		名古屋環状線	30.0	東志賀町線	0.8
		堀田高岳線	6.3	↓ 大津町線	1.6
		↓ 金城埠頭線	1.8		
合計　17 路線		87.8km			

第２次緊急輸送道路

路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離
国道 363 号	2.9	㊀ 小口名古屋線	2.3	㊎ 大高大府線	0.5
㊩ 名古屋多治見線	9.0	名古屋豊山稲沢線	2.7	小幡西山線	4.9
名古屋瀬戸線	1.3	守山西線	1.3	稲永埠頭線	4.7
名古屋岡崎線	4.9	田籾名古屋線	7.8	東志賀町線	3.8
名古屋碧南線	3.1	岩藤名古屋線	3.9	向田町線	0.8
名古屋半田線	1.4	浅田名古屋線	3.0	枇杷島野田町線	1.4
名古屋江南線	6.3	阿野名古屋線	0.9	万場藤前線	3.9
名古屋祖父江線	0.8	岩崎名古屋線	6.4	茶屋線	0.5
名古屋長久手線	1.9	名古屋東港線	7.5	小幡瀬古線	1.2
名古屋中環状線	20.3	熱田停車場伝馬線	1.1	庄内辻町線	1.7
名古屋蟹江弥富線	1.5	↓ 港中川線	2.3	上飯田線	1.7
名古屋十四山線	3.9	◇ 潮見町第１号線	0.8	広井町線	0.1
弥富名古屋線	13.3	平和公園線	2.2	鳴尾町線	1.4
春日井稲沢線	0.4	↓ 山口竪代官町線	0.5	笠寺緑線	3.4
関田名古屋線	11.5	㊎ 大津町線	6.1	平手豊明線	0.8
名古屋豊田線	0.1	外堀町線	2.7	猪子石線	3.1
諸輪名古屋線	12.7	松和花壇線	1.6	豆田町線	1.2
東浦名古屋線	0.4	小田赤池線	1.0	松川橋線	2.2
名古屋環状線	1.8	岩井町線	2.7	鏡ケ池線	2.9
江川線	6.4	久屋町線	1.9	戸田荒子線	5.0
東海橋線	13.3	高畑町線	6.4	横井町五月通線	2.4
山王線	5.3	潮凪線	0.8	鳥森町線	1.0
愛知名駅南線	1.7	千代田通線	4.1	名古屋環状２号線	0.3
↓ 金城埠頭線	1.8	東山田線	0.5	新名西橋線	0.8
㊀ 名古屋犬山線	3.9	茶屋ケ坂牛巻線	8.3	名碧線	0.2
中川中村線	3.1	東山公園線	3.2	堀越天神橋線	1.8
津島七宝名古屋線	4.7	池内猪高線	3.8	守山ﾊﾟｰｷﾝｸﾞｴﾘｱ線	0.1
↓ 名古屋甚目寺線	4.5	↓ 鳴子団地大高線	5.3	↓ 志段味環状線	0.2
合計　84 路線		285.3km			

※　国土交通省直轄国道
　　中日本高速道路株式会社
　　名古屋港管理組合
　　愛知県道路公社
　　名古屋高速道路公社
　　管理道路を除く

略号　㊩…主要地方道　㊀…一般県道　◇…一般市道　㊎…都市計画道路

名称：緊急用河川敷道路　　延長：19.9km

修正後

第１次緊急輸送道路

緊急区分	道路種別	路線名	延長(m)
1次	一般国道	国道155号	1,552
		国道153号	5,859
		国道154号	4,008
		国道247号	6,079
	主要地方道	堀田高浜線	6,597
		名古屋多治見線	3,498
		金城埠頭線	1,543
		名古屋中環状線	2,730
		名古屋環状線	30,066
		名古屋長久手線	12,890
		名古屋津島線	6,129

緊急区分	道路種別	路線名	延長(m)
1次	一般県道	田籾名古屋線	1,609
		港中川線	533
	都市計画道路	東志賀町線	866
		名古屋環状線	649
		大津町線	1,586
	一般市道	矢場町線	3,169

合計　17路線　89.4km

第２次緊急輸送道路

緊急区分	道路種別	路線名	延長(m)
2次	一般国道	国道363号	2,994
	主要地方道	愛知名駅南線	1,590
		関田名古屋線	11,612
		金城埠頭線	1,830
		江川線	6,357
		山王線	5,493
		春日井稲沢線	482
		諸輪名古屋線	12,785
		東浦名古屋線	565
		東海橋線	14,797
		名古屋中環状線	13,484
		名古屋岡崎線	4,733
		名古屋蟹江弥富線	1,298
		名古屋環状線	709
		名古屋江南線	6,231
		名古屋十四山線	3,856
		名古屋瀬戸線	1,690
		名古屋祖父江線	940
		名古屋多治見線	8,794
		名古屋長久手線	205
		名古屋半田線	1,442
		名古屋碧南線	3,063
		名古屋豊田線	70
		弥富名古屋線	13,220
	一般県道	阿野名古屋線	634
		岩崎名古屋線	6,816
		岩藤名古屋線	3,575
		港中川線	3,344
		守山西線	1,940
		小口名古屋線	2,378
		浅田名古屋線	3,239
		中川中村線	3,124
		津島七宝名古屋線	5,037
		田籾名古屋線	7,886
		熱田停車場伝馬線	998
		名古屋犬山線	3,890
		名古屋甚目寺線	4,544
		名古屋東港線	7,315
		名古屋豊山稲沢線	2,633

緊急区分	道路種別	路線名	延長(m)
2次	都市計画道路	桶狭間勅使線	1,762
		万場藤前線	3,766
		堀越天神橋線	1,856
		守山パーキングエリア線	-
		志段味環状線	166
		稲永埠頭線	4,640
		茶屋ケ坂牛巻線	8,262
		名古屋環状2号線	289
		烏森町線	1,006
		横井町五月通線	2,367
		外堀町線	2,579
		笠寺緑線	3,338
		岩井町線	2,628
		久屋町線	1,713
		鏡ケ池線	2,601
		戸田荒子線	4,923
		向田町線	711
		広井町線	128
		高畑町線	6,418
		小田赤池線	978
		小幡瀬古線	1,238
		小幡西山線	4,955
		庄内辻町線	1,612
		松川橋線	1,499
		松和花壇線	1,592
		上飯田線	1,973
		新名西橋線	892
		千代田通線	4,118
		大高大府線	386
		大津町線	6,017
		池内猪高線	3,953
		茶屋線	496
		猪子石線	3,175
		東山公園線	3,049
		東山田線	478
		東志賀町線	3,655
		豆田町線	1,244
		枇杷島野田町線	1,303
		平手豊明線	883
		万場藤前線	3,853
		名碧線	255
		鳴子団地大高線	5,309
		鳴尾町線	1,501
	一般市道	山口竪代官町線	470
		潮見町第1号線	350
		平和公園線	2,248

合計　85路線　282.3km

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（追加）</td><td>第３次緊急輸送道路
<table>
<tr><th>緊急区分</th><th>道路種別</th><th>路線名</th><th>延長(m)</th></tr>
<tr><td rowspan="49">3次</td><td>主要地方道</td><td>名古屋中環状線</td><td>194</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般県道</td><td>津島七宝名古屋線</td><td>145</td></tr>
<tr><td>熱田停車場線</td><td>66</td></tr>
<tr><td>緑瑞穂線</td><td>130</td></tr>
<tr><td rowspan="45">一般市道</td><td>稲永公園線</td><td>341</td></tr>
<tr><td>花田町第3号線</td><td>476</td></tr>
<tr><td>�utr道線第2号線</td><td>168</td></tr>
<tr><td>廻道線第3号線</td><td>106</td></tr>
<tr><td>境松線第1号</td><td>499</td></tr>
<tr><td>境松線第2号</td><td>298</td></tr>
<tr><td>境松線第3号</td><td>541</td></tr>
<tr><td>境松線第6号</td><td>374</td></tr>
<tr><td>公園線支線第9号</td><td>275</td></tr>
<tr><td>小曜町南北第4号線</td><td>416</td></tr>
<tr><td>小坂恵方町第1号線</td><td>50</td></tr>
<tr><td>大宝線第2号線</td><td>85</td></tr>
<tr><td>東宿町第1号線支線第1号</td><td>240</td></tr>
<tr><td>日比津町第22号線</td><td>200</td></tr>
<tr><td>日比津町第25号線</td><td>359</td></tr>
<tr><td>敷田大久伝線第1号</td><td>136</td></tr>
<tr><td>敷田大久伝線第3号</td><td>159</td></tr>
<tr><td>半手町東西第3号線</td><td>70</td></tr>
<tr><td>野跡五丁目自転車歩行者道第1号線</td><td>205</td></tr>
<tr><td>東栄佐渡町西線</td><td>75</td></tr>
<tr><td>稲荷町第1号線</td><td>91</td></tr>
<tr><td>稲荷町第1号線</td><td>40</td></tr>
<tr><td>鍵田町第2号線</td><td>170</td></tr>
<tr><td>公館東西第2号線</td><td>370</td></tr>
<tr><td>公館南北第2号線</td><td>650</td></tr>
<tr><td>港陽町第10号線</td><td>70</td></tr>
<tr><td>荒浜町第5号線</td><td>103</td></tr>
<tr><td>高畑荒子第4号線</td><td>120</td></tr>
<tr><td>高畑南北第36号線</td><td>60</td></tr>
<tr><td>山屋敷北山線</td><td>70</td></tr>
<tr><td>山口堅代官町線</td><td>150</td></tr>
<tr><td>志賀柳原町線</td><td>80</td></tr>
<tr><td>篠原東西第8号線</td><td>200</td></tr>
<tr><td>松軒一丁目第2号線</td><td>50</td></tr>
<tr><td>松軒町第6号線</td><td>50</td></tr>
<tr><td>松元丸田町線支線第1号</td><td>220</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>緊急区分</th><th>道路種別</th><th>路線名</th><th>延長(m)</th></tr>
<tr><td rowspan="30">3次</td><td rowspan="30">一般市道</td><td>松元大池町線</td><td>55</td></tr>
<tr><td>上社第62号線</td><td>64</td></tr>
<tr><td>上社第63号線</td><td>124</td></tr>
<tr><td>上社第69号線</td><td>60</td></tr>
<tr><td>神宮東第6号線</td><td>144</td></tr>
<tr><td>神宮東第9号線</td><td>106</td></tr>
<tr><td>人形町線</td><td>200</td></tr>
<tr><td>西築地第11号線</td><td>347</td></tr>
<tr><td>西築地第5号線</td><td>270</td></tr>
<tr><td>千種町馬走線</td><td>100</td></tr>
<tr><td>千代田通</td><td>90</td></tr>
<tr><td>則武東西第10号</td><td>1,050</td></tr>
<tr><td>大幸鍋屋上野町線</td><td>106</td></tr>
<tr><td>大森第31号線</td><td>110</td></tr>
<tr><td>滝ノ水第50号線</td><td>70</td></tr>
<tr><td>池下池田線</td><td>147</td></tr>
<tr><td>池下町第2号線</td><td>70</td></tr>
<tr><td>中切福徳線支線第5号</td><td>105</td></tr>
<tr><td>猪子石第146号線</td><td>190</td></tr>
<tr><td>町田第1号線</td><td>136</td></tr>
<tr><td>天神山台所町第2号線</td><td>35</td></tr>
<tr><td>天白第23号線</td><td>115</td></tr>
<tr><td>天白第46号線</td><td>75</td></tr>
<tr><td>天白第66号線</td><td>42</td></tr>
<tr><td>天白第67号線</td><td>288</td></tr>
<tr><td>東大曽根新出来町第1号線</td><td>300</td></tr>
<tr><td>藤森南部第30号線</td><td>79</td></tr>
<tr><td>道徳笠寺線</td><td>227</td></tr>
<tr><td>内江樋ノ口町線</td><td>360</td></tr>
<tr><td>鍋屋上野池下線</td><td>97</td></tr>
<tr><td>畑江通第3号線</td><td>110</td></tr>
<tr><td>武平通</td><td>90</td></tr>
<tr><td>福徳成願寺川沿南線</td><td>885</td></tr>
<tr><td>北押切天神山町線</td><td>90</td></tr>
<tr><td>北原佐渡町線</td><td>135</td></tr>
<tr><td>堀割町第2号線</td><td>30</td></tr>
<tr><td>名古屋環状線</td><td>280</td></tr>
<tr><td>矢田町第305号線</td><td>300</td></tr>
<tr><td>緑ケ丘第4号線</td><td>60</td></tr>
</table>
合計　79路線　15.2km

※　国土交通省直轄国道
中日本高速道路株式会社
名古屋港管理組合
愛知県道路公社
名古屋高速道路公社
管理道路を除く</td><td></td></tr>
<tr><td>60</td><td>228</td><td>第 17 節　食品・生活必需等の供給
第 1 ～第 2　（略）
第 3　物資の供給体制
1～2　（略）</td><td>第 17 節　食品・生活必需等の供給
第 1～第 2　（略）
第 3　物資の供給体制
1～2　（略）</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	229	3　愛知県との資源配分 災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害対策本部に総括部より職員を派遣し、資源配分の調整を行う。	3　愛知県との資源配分 災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害対策本部に本部室事務局より職員を派遣し、資源配分の調整を行う。	防災活動体制の見直しに伴う修正
61	236	第19節　遺体の捜索、処理及び火葬 第1　遺体の捜索・収容 1　（略） 2　行方不明者・死者の届出の受理 行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区本部において受理し、住所・氏名・年齢・性別・着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式1－19－1）に記録する。	第19節　遺体の捜索、処理及び火葬 第1　遺体の捜索・収容 1　（略） （削除）	事務の見直しに伴う修正
		3　捜索収容班の編成 (1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に捜索収容班の派遣を要請する。(連絡窓口は総括部) (2) ～ (3) (略)	2　捜索収容班の編成 (1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に捜索収容班の派遣を要請する。(連絡窓口は本部室事務局) (2) ～ (3) (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	237	4　遺体の捜索・収容の方法 (1) （略） (2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。 ア　（略） イ　遺体調書（様式1－19－2）に遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る）、遺体の性別・身長・着衣・	3　遺体の捜索・収容の方法 (1) （略） (2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。 ア　（略） （削除）	事務及び様式の見直しによる

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		所持品等について、詳細に記録する。		
		ウ　（略）	イ　（略）	
		(3)～(4)（略）	(3)～(4)（略）	
		第2　遺体安置所の開設及び管理運営	第2　遺体安置所の開設及び管理運営	
		1～3　（略）	1～3　（略）	
		4　遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。	4　遺体安置所に派遣された職員は、(削除)調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。	事務及び様式の見直しによる
		(1) 捜索収容班（追加）が搬入した遺体を収容し、遺体整理簿（様式1-19-3）に必要事項を記載し、遺体には氏名又は整理番号等を記載した名札を添付するなど、遺族等が閲覧できるよう整理する。	(1)　捜索収容班及び関係機関等が搬入した遺体を収容（削除）する。	
		(2) 捜索収容班から遺体調書及び所持品等を引継ぐ	（削除）	
		(3)～(4)（略）	(2)～(3)（略）	
		(5) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として顔写真（上半身）を撮る。	（削除）	
		(6)～(8)　（略）	(4)～(6)　（略）	
	238	(9) 遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、遺体の整理に努める。	（削除）	
		第３　遺体の検案	第３　遺体の検案	
		1　検案班の編成	1　検案班の編成	
		(1)（略）	(1)（略）	
		(2)（略）	(2)（略）	
		ア　（略）	ア　（略）	
		イ　医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社（愛知県	イ　医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社（愛知県	文言整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		支部）愛知県医師会警察部会（追加）への協力を要請する。（追加）	支部）愛知県医師会・名古屋市歯科医師会への協力を要請する。また、遺体の身元確認にあたっては、名古屋市歯科医師会にも協力を要請する。	
		2　（略）	2　（略）	
		3　検案時の処理事項	3　検案時の処理事項	事務の見直しに伴う修正
		(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）	
		(3) 遺体安置所に派遣された職員と連携し、遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、整理に努める。	（削除）	
		第４　葬祭用品の調達	第４　葬祭用品の調達	防災活動体制の見直しに伴う修正
		（略）	（略）	
		また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び総括部長に応援を要請する。	また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び本部室事務局長に応援を要請する。	
	239	第５　遺体の輸送	第５　遺体の輸送	防災活動体制の見直しに伴う修正
		1～2　（略）	1～2　（略）	
		3　輸送力が不足する場合は、総括部を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。	3　輸送力が不足する場合は、本部室事務局を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。	
	240	（表中）	（表中）	
		総 括 部 長	本部室事務局長	
		第６　遺体の火葬	第６　遺体の火葬	事務の見直しに伴う修正
		1　火葬の方法	1　火葬の方法	
		(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）	
		(4) 遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、整理に努める。	（削除）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	242	◎様式1-19-1　行方不明者等受付簿	（削除）	
	243	◎様式 1-19-2　遺体調書	（削除）	
	244	◎様式 1-19-3　遺体整理簿	（削除）	
62	245	第 20 節　災害ごみ・災害がれき・し尿 第 1（略） 第 2 災害ごみ処理 1 計画目標 環境部は、災害により発生した生活系ごみ（以下「災害ごみ」という。）等の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。 第 3　（略）	第 20 節　災害ごみ・災害がれき・し尿 第 1（略） 第 2 災害ごみ処理 1　計画目標 環境部は、被災により家庭から排出される生活ごみ等（以下「災害ごみ」という。）（削除）の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。 第3　（略）	名古屋市災害廃棄物処理計画の記載に合わせた修正
	247	第 4　し尿処理 1　計画目標 環境部は、地震によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、指定避難所で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。	第4　し尿処理 1　計画目標 環境部は、地震によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、指定避難所で使用する災害用トイレを備蓄するとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。	事業の完了に伴う修正
63	249	第21節　住宅等応急対策 第1　（略）	第21節　住宅等応急対策 第1　（略）	
	250	第2　被災住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、住家が半壊等し、自らの資力では応急修理を行うことができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に、災害救助法に基づいて実施する。 （追加）	第2　被災住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、災害救助法に基づいて実施する。 住宅都市部長は、県との調整の下、以下の方針に基づ	災害救助法の改正に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			き、本部員会議の決定を経て、実施する。	
		（追加）	1　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (1) 対象は、災害のため住家が半壊等し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害を拡大するおそれがある者とする。 (2) 方法は、資材のみを給与する場合と施工業者が実施する場合の２種類があり、現物をもって行う。 (3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 (4) 実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内に完了する。	
		1　被災住宅の応急修理の実施 住宅都市部長は、県との調整の下、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、実施する。	2　日常生活に必要な最小限の部分の修理 （削除）	
		（追加）	(1) 対象は、災害のため住家が半壊等し自らの資力では応急修理を行うことができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者とする。	
		(1) 応急修理の範囲は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。	(2) 範囲は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。	
		(2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）による。	(3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。	
		(3) 実施期間については、原則として災害発生の日か	(4) 実施期間は、原則として災害発生の日から３月以	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>251</td><td>ら 3 月以内に完了する。
2　その他
（略）
第3　（略）
第4　被災建築物・宅地に対する指導・相談
1　倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を総括部に要請する。</td><td>内に完了する。
3　その他
（略）
第3　（略）
第4　被災建築物・宅地に対する指導・相談
1　倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を本部室事務局に要請する。</td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
<tr><td>64</td><td>256
257
258</td><td>第 23 節　ボランティアとの連携
第 1～第 3（略）
第 4 受入れ体制
（略）
1　担当部
（表中）<table><tr><th>区分</th><th>担　当　部</th><th>担　当　業　務</th></tr><tr><td>ボランティア専門</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>第 23 節　ボランティアとの連携
第 1～第 3（略）
第 4 受入れ体制
（略）
1 担当部
（表中）<table><tr><th>区分</th><th>担　当　部</th><th>担　当　業　務</th></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>文言整理</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
65	260	第 24 節　労務供給 第 1　労働者の雇用 1　雇用手続 (1)　(略) (2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を総括部を経由して本部員会議に報告しなければならない。 2　(略) 3　労働者の賃金 雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（総括部）が定める。	第 24 節　労務供給 第 1　労働者の雇用 1　雇用手続 (1) (略) (2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を本部室事務局を経由して本部員会議に報告しなければならない。 2　(略) 3　労働者の賃金 雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（本部室事務局）が定める。	防災活動体制の見直しに伴う修正
66	262 265 266	第 25 節　区の応急対策活動 第 1～第 3　(略) 第 4　情報連絡活動 1　(略) 2　対策情報の伝達 (1)　(略) (2) 対策情報の伝達方法 ア　(略) イ　住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、指定避難所を開設した場合は、指定避難所の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて総括部へ報告する。 ウ　車両、資機材等の調達依頼	第 25 節　区の応急対策活動 第 1～第 3　(略) 第 4　情報連絡活動 1　(略) 2　対策情報の伝達 (1)　(略) (2) 対策情報の伝達方法 ア　(略) イ　住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、指定避難所を開設した場合は、指定避難所の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて本部室事務局へ報告する。 ウ　車両、資機材等の調達依頼	防災活動体制の見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	267	車両、資機材等を必要とする場合は、総括部を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。 エ　職員の応援要請 他の部又は他の区本部の職員の応援を必要とする場合は、総括部を経由し、庶務部職員班に対し、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行う。（庶務部長あて風水害等災害対策編別記様式1―3―1を提出する。） オ　自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、総括部に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。（総括部長あて風水害等災害対策編別記様式1―7―1（1―7―2）を提出する。） カ　応急対策の実施要請 区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は総括部を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。 ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、総括部を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。 キ　応急対策の実施状況の報告	車両、資機材等を必要とする場合は、本部室事務局を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。 エ　職員の応援要請 他の部又は他の区本部の職員の応援を必要とする場合は、本部室事務局を経由し、庶務部職員班に対し、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行う。（庶務部長あて様式1―8―8を提出する。） オ　自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、本部室事務局に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。（本部室事務局長あて様式1－12－1（1－12－2）を提出する。） カ　応急対策の実施要請 区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は本部室事務局を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。 ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、本部室事務局を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。 キ　応急対策の実施状況の報告	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システムにて、総括部へ報告する。 (3) 対策情報の伝達系統 (表中)	既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システムにて、本部室事務局へ報告する。 (3) 対策情報の伝達系統 (表中)	
		総括部	本部室事務局	
	268	第５　広報・広聴活動	第５　広報・広聴活動	防災活動体制の見直しに伴う修正
		１　広報活動	１　広報活動	
		(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
	269	(3) 広報の方法	(3) 広報の方法	
		ア　「放送協定」に基づく放送の依頼の要請 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、総括部に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。	ア　「放送協定」に基づく放送の依頼の要請 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、本部室事務局に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。	
		イ～カ　(略)	イ～カ　(略)	
	270	キ　電子メール（きずなネット防災情報） 必要に応じて、総括部に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。	キ　電子メール（きずなネット防災情報） 必要に応じて、本部室事務局に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。	
		ク　緊急速報メール 津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等に関する広報事項で必要がある場合は、総括部に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。	ク　緊急速報メール 津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等に関する広報事項で必要がある場合は、本部室事務局に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。	
		ケ　アプリケーション	ケ　ＳＮＳ、名古屋市防災アプリ等	文言整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		必要に応じて総括部に対し、アプリケーションによる広報事項の配信を要請する。	必要に応じて本部室事務局に対しＳＮＳ、名古屋市防災アプリ等による広報事項の配信を要請する。	
		コ　臨時災害放送局 「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合には、必要に応じて総括部に対し、臨時災害放送局による広報事項の放送を要請する。	コ　臨時災害放送局 「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合には、必要に応じて本部室事務局に対し、臨時災害放送局による広報事項の放送を要請する。	
	271	第６　避難 １　避難指示 (1)～(3)（略） (4) 実施方法 ア　指示の伝達方法 （ア）～（イ）（略） （ウ）テレビ、ラジオ放送による伝達 総括部に対し、放送局への協力依頼を要請する。 （エ）電子メール（きずなネット防災情報）による伝達 総括部に対し、電子メール（きずなネット防災情報）による配信を要請する。 （オ）緊急速報メールによる伝達 総括部に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。	第６　避難 １　避難指示 (1)～(3)（略） (4) 実施方法 ア　指示の伝達方法 （ア）～（イ）（略） （ウ）テレビ、ラジオ放送による伝達 本部室事務局に対し、放送局への協力依頼を要請する。 （エ）電子メール（きずなネット防災情報）による伝達 本部室事務局に対し、電子メール（きずなネット防災情報）による配信を要請する。 （オ）緊急速報メールによる伝達 本部室事務局に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。	防災活動体制の見直しに伴う修正
	272	(5) 実施報告 避難指示を発令した場合、及び警察官、自衛官等か	(5) 実施報告 避難指示を発令した場合、及び警察官、自衛官等か	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		ら避難指示を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部へ報告する。	ら避難指示を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、本部室事務局へ報告する。	
		2～3　（略）	2～3　（略）	
	273	4　避難状況等の報告	4　避難状況等の報告	
		(1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。	(1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を本部室事務局へ報告する。	
		(2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ総括部へ報告する。	(2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ本部室事務局へ報告する。	
		第 7～第 8　（略）	第 7～第 8　（略）	
	275	第 9　緊急輸送	第 9　緊急輸送	防災活動体制の見直しに伴う修正
		1　（略）	1　（略）	
		2　輸送力の確保	2　輸送力の確保	
		(1)（略）	(1)（略）	
		(2) 経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する（総括部経由）。	(2) 経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する（本部室事務局経由）。	
	276	3　緊急通行車両等の確認（追加）手続	3　緊急通行車両等の確認申出手続	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
		災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、確認の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあっては、区本部ごとに所管警察署に申請をする。	災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあっては、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。	
		第 10　応援要請 1　（略） 2　自衛隊の災害派遣要請の依頼 (1)　（略）	第 10　応援要請 1　（略） 2　自衛隊の災害派遣要請の依頼 (1)　（略）	
	277	(2)　派遣要請の依頼 区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）により総括部長に依頼する。 (3)　派遣部隊の受入れ 区本部は、派遣部隊受入れのため、次に掲げる事項を行う。 ア～ウ　（略） エ　その他総括部から指示のあった事項	(2)　派遣要請の依頼 区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式1－12－1）により本部室事務局長に依頼する。 (3)　派遣部隊の受入れ 区本部は、派遣部隊受入れのため、次に掲げる事項を行う。 ア～ウ　（略） エ　その他本部室事務局から指示のあった事項	防災活動体制の見直しに伴う修正
	278	（資料） ・緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領（附属資料編　計画参考 58）	（資料） ・緊急通行車両等の手続等実施要領（附属資料編　計画参考 58）	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
67	279	第 26 節　地域安全・交通対策 第 1　（略） 第 2　交通対策 1　県警察における措置 (1)～(2)（略）	第 26 節　地域安全・交通対策 第 1　（略） 第 2　交通対策 1　県警察における措置 (1)～(2)（略）	災害対策基本法施行令改正に伴う修正
	280	(3)　交通規制の実施 （表内） 第一局面（大震災 ・（略） ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭	(3)　交通規制の実施 （表内） 第一局面（大震災 ・（略） ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	281	発　生　直後）　和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第２の標示を設置して行う。（別記１－25－１　交通規制標示参照） （略） (4)（略） (5) 緊急通行車両の確認等 ア　県公安委員会が災対法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条（追加）の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ　緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者（追加）は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。（別記　１－26－２　緊急通行車両等届出書参照） ウ　緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。（別記　１－26－３　緊急通行車両確認証明書、別記　１－26－４　標章参照）	発　生　直後）　和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第２の標示を設置して行う。（削除） （略） (4)（略） (5) 緊急通行車両の確認等 ア　県公安委員会が災対法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条第１項の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ　緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者等は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。（削除） ウ　緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。（削除）	
68	290	第 27 節　ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第１　給水対策 １　（略） ２　給水体制 発災後において、上下水道部は、ただちに区本部等の	第 27 節　ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第１　給水対策 １　（略） ２　給水体制 発災後において、上下水道部は、ただちに区本部等の	文言整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>291</td><td>
協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の他、他都府県の協力を受け飲料水を確保する。
(1)～(3)　(略)
(4) 給水能力
給水能力は、次のとおりである。
給水能力－1（配水池等の貯水量）
令和5年4月1日
（略）
給水能力－2（運搬給水）
令和5年4月1日
<table>
<tr><th>資機材名</th><th>容　量</th><th>数　量</th><th>1回当たりの給水能力(L)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給水車</td><td>1.8m³</td><td>4台</td><td>7,200</td></tr>
<tr><td>3.8m³</td><td>4台</td><td>15,200</td></tr>
<tr><td>3.0 m³</td><td>3台</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水タンク
（積載用）</td><td>1.0m³</td><td>62基</td><td>62,000</td></tr>
<tr><td>1.0m³（加圧式）</td><td>4基</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td>97,400</td></tr>
</table>
給水能力－3（拠点給水）
令和5年4月1日
<table>
<tr><th colspan="2">資機材名</th><th>数量（給水栓数）</th></tr>
<tr><td colspan="2">常設給水栓</td><td>14か所（148）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮設給水栓</td><td>16栓</td><td>12基（192）</td></tr>
<tr><td>4栓</td><td>136基（544）</td></tr>
</table>
</td><td>
協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の他、他都市等の協力を受け飲料水を確保する。
(1)～(3)　(略)
(4) 給水能力
給水能力は、次のとおりである。
給水能力－1（配水池等の貯水）
令和6年4月1日
（略）
給水能力－2（運搬給水）
令和6年4月1日
<table>
<tr><th>資機材名</th><th>容　量</th><th>数　量</th><th>（削除）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給水車</td><td>2 m³級</td><td>4台</td><td rowspan="3">（削除）</td></tr>
<tr><td>3 m³級</td><td>5台</td></tr>
<tr><td>4 m³級</td><td>4台</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水タンク
（積載用）</td><td>1.0m³</td><td>50基</td><td rowspan="2">（削除）</td></tr>
<tr><td>1.0m³（加圧式）</td><td>16基</td></tr>
<tr><td colspan="3">（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table>
給水能力－3（拠点給水）
令和6年4月1日
<table>
<tr><th colspan="2">資機材名</th><th>数量（削除）</th></tr>
<tr><td colspan="2">常設給水栓</td><td>15か所（削除）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仮設給水栓</td><td>16栓</td><td>12基（削除）</td></tr>
<tr><td>4栓</td><td>136基（削除）</td></tr>
</table>
</td><td>時点修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>294</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>携帯型 4 栓</td><td>432 基（1,728）</td></tr>
<tr><td>地　下　式　給　水　栓</td><td></td><td>398 か所（1,592）</td></tr>
</table>
給水能力－4（その他）
令和 5 年 4 月 1 日
<table>
<tr><th>資　機　材　名</th><th>数　量</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>応 急 給 水 槽
（バルーン式）</td><td>100</td><td>容量 1.0m³（上下水道局 84、区役所　16）</td></tr>
<tr><td>応 急 給 水 槽
（ 組 立 式 ）</td><td>25</td><td>容量 1.0m³（上下水道局）</td></tr>
<tr><td>飲料水自動袋詰
装　　置
（固　　定）</td><td>1</td><td>55 袋/分 1 袋 500cc 入り
（消防局　1）</td></tr>
<tr><td>ポ リ タ ン ク</td><td>40,000</td><td>10 Ｌ /個（上下水道局）</td></tr>
<tr><td>非 常 用 給 水 袋</td><td>80,000</td><td>6 Ｌ /個（上下水道局）</td></tr>
</table>
【下水道施設応急対策】
第 1　応急対策要員の確保及び被害施設の調査
1　（略）
2　大規模災害を受けた場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等に基づいて他の自治体の下水道部局の支援を要請する。また名古屋市指定水道工事店協同組合や協定締結業者等との災害時の応援要請の協定に基づいて応援を要請する。
第 2　下水道施設対策
1　水処理センター、ポンプ所等が停電、断水した場合に</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>携帯型 4 栓</td><td>432 基（削除）</td></tr>
<tr><td>地　下　式　給　水　栓</td><td></td><td>398 か所（削除）</td></tr>
</table>
給水能力－4（その他）
令和 6 年 4 月 1 日
<table>
<tr><th>資　機　材　名</th><th>数　量</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>応 急 給 水 槽
（バルーン式）</td><td>100</td><td>容量 1.0m³（上下水道局 84、区役所　16）</td></tr>
<tr><td>応 急 給 水 槽
（ 組 立 式 ）</td><td>25</td><td>容量 1.0m³（上下水道局）</td></tr>
<tr><td>飲料水自動袋詰
装　　置
（固　　定）</td><td>1</td><td>55 袋/分 1 袋 500cc 入り
（消防局　1）</td></tr>
<tr><td>ポ リ タ ン ク</td><td>40,000</td><td>10 Ｌ /個（上下水道局）</td></tr>
<tr><td>非 常 用 給 水 袋</td><td>36,000</td><td>6 Ｌ /個（上下水道局）</td></tr>
</table>
【下水道施設応急対策】
第 1　応急対策要員の確保及び被害施設の調査
1　（略）
2　人員が不足する場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等に基づいて他の自治体の下水道部局の支援を要請する。また一般社団法人名古屋建設業協会や協定締結業者等との災害時の応援要請の協定に基づいて応援を要請する。
第 2　下水道施設対策
1　水処理センター、ポンプ所等が停電、断水した場合に</td><td>文言整理</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		おいては、まず雨水排水について機能を確保し、汚水については、最低限簡易処理、滅菌が行えるものとする。 第３　応急復旧用資機材・車両の確保 災害時に応急復旧の資材の確保を図り、災害の規模により　多くの資機材・車両が必要とする場合には、21 大都市等の支援を受けるとともに名古屋市指定水道工事店協同組合や協定締結業者等から資機材・車両の緊急調達を行うものとする。	おいては、まず雨水については、排水機能を確保し、汚水については、最低限簡易処理、消毒が行えるものとする。 第３　応急復旧用資機材・車両の確保 災害時に応急復旧の資材の確保を図り、災害の規模により　多くの資機材・車両が必要とする場合には、21 大都市等の支援を受けるとともに一般社団法人名古屋建設業協会や協定締結業者等から資機材・車両の緊急調達を行うものとする。	
	300	【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】 第1　ガス施設の現況 東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の 54 市 21 町 1 村の約 253 万戸に対しガスを供給している。 ガスの供給方式は、高圧、中圧Ａ、中圧Ｂ、低圧の 4 段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約 3 万 km である。製造所は、知多市に知多 LNG 共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場を所有している。 第2　（略） 第3　応急供給対策	【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】 第1　ガス施設の現況 （削除） ガスの供給方式は、高圧、中圧Ａ、中圧Ｂ、低圧の 4 段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めている。製造所は、知多市に知多 LNG 共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場を所有している。 第2　（略） 第3　応急供給対策	東邦ガス株式会社防災業務計画の記載に合わせた修正
	301	1～2　（略） 3　情報の収集	1～2　（略） 3　情報の収集	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>303</td><td>(1)　(略)
(2) 社内音声情報
ア～イ　(略)
ウ　営業所・サービスセンターからの情報
第４　復旧計画
1～2　(略)
3　他事業者等との協力
(1)　関係工事会社等との密接な連絡を確保するとともに、（追加）必要に応じて出動を要請する。
(2)　自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(社)日本ガス協会に対し、必要な応援要請を行う。</td><td>(1)　(略)
(2) 社内音声情報
ア～イ　(略)
ウ　事業所からの情報
第４　復旧計画
1～2　(略)
3　他事業者等との協力
(1)　関係工事会社等との密接な連絡を確保するとともに、災害発生後ただちに出動要請できる体制を確立し必要に応じて出動を要請する。
(2)　社内のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(一社)日本ガス協会に対し、必要な応援要請を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>304</td><td>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社ＪＥＲＡ）】
第１　(略)
第２　応急対策（電力復旧）
1　(略)
2　非常災害対策本部の設置
〔中部電力パワーグリッド㈱　関係事業所一覧〕
本部名 ／ 所在地 ／ 電話
中営業所 ／ 名古屋市中区千代田二丁目12－14 ／ 0120-929-113</td><td>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社ＪＥＲＡ）】
第１　(略)
第２　応急対策（電力復旧）
1　(略)
2　非常災害対策本部の設置
〔中部電力パワーグリッド㈱　関係支社一覧〕
本　部 ／ 所在地 ／ 電話
名古屋支社 ／ 名古屋市中区千代田二丁目12－14 ／ 0120-929-113</td><td>中部電力パワーグリッド㈱の組織改正に伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前			修　正　後			備　考
		北　〃	〃　北区御成通四丁目 8	0120-929-116	（削除）	（削除）	（削除）	
		中村　〃	〃　中村区太閤通七丁目 32	0120-929-467	（削除）	（削除）	（削除）	
		熱田　〃	〃　熱田区横田二丁目 3－24	0120-929-308	（削除）	（削除）	（削除）	
		港　〃	〃　港区当知三丁目 2601	0120-929-309	（削除）	（削除）	（削除）	
		緑　〃	〃　緑区大高町字東正地 71－1	0120-929-476	（削除）	（削除）	（削除）	
		天白　〃	〃　天白区植田南三丁目 601	0120-929-479	（削除）	（削除）	（削除）	
		旭名東　〃	尾張旭市庄南町二丁目 1-10	0120-929-265	旭名東支社	尾張旭市庄南町二丁目 1－10	0120-929-265	
		中電力センター	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	269-1250	（削除）	（削除）	（削除）	
		中村　〃	〃　中村区名駅南三丁目 16－6	589-3218	（削除）	（削除）	（削除）	
		旭名東〃	尾張旭市庄南町二丁目 1-10	778-1271	（削除）	（削除）	（削除）	
		岩倉〃	岩倉市大山寺町井之株 128	0587-66-1177	一宮支社	一宮市浜町 6 丁目 2	0120-929-708	
		半田〃	半田市東洋町 1-3-3	0569-21-1792	半田支社	半田市東洋町一丁目 3－3	0120-929-493	
69	313	第 29 節　事業所の安全対策 第 1（略）			第 29 節　事業所の安全対策 第 1（略）			

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	314	第 2 有害科学物質等の安全対策 1～2（略） 3　被害拡大の防止 （略） 略 ※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の公害対策室の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。	第 2 有害科学物質等の安全対策 1～2（略） 3　被害拡大の防止 （略） 略 ※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の公害対策課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。	所属名変更
第 2 章　災害復旧計画：震災				
70	321	第 1 節　民生安定のための緊急措置 第 1　罹災証明書等の発行、被災者台帳の作成 1～2　（略） 3　被災者台帳の作成・利用等 (1)　被災者台帳の作成 総括部は、災害発生後、市域において災害により被害を受けた世帯が一定数以上ある場合において、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。 被災者台帳には、災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項に掲げる世帯情報（氏名、生年月日、性別、住所等）、経理部が実施する家屋被害調査の結果、被災者の援護の実施状況など、被災者に関する情報を記録する。 なお、被災者生活再建支援システム導入後においては、災害発生後、総括部の職員が本システムによ	第 1 節　民生安定のための緊急措置 第 1　罹災証明書等の発行、被災者台帳の作成 1～2　（略） 3　被災者台帳の作成・利用等 (1)　被災者台帳の作成 本部室事務局は、災害発生後、市域において災害により被害を受けた世帯が一定数以上ある場合において、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成する。 被災者台帳には、災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項に掲げる世帯情報（氏名、生年月日、性別、住所等）、経理部が実施する家屋被害調査の結果、被災者の援護の実施状況など、被災者に関する情報を記録する。 なお、被災者生活再建支援システム導入後においては、災害発生後、本部室事務局の職員が本システ	防災活動体制の見直しに伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>

322

328</td><td>って被災者台帳を作成する。
(2) 被災者台帳情報の利用・提供
（表中）
被災者台帳の作成
被災者台帳情報の利用・提供
〔総括部等〕
第2～第8　（略）
第9　災害復旧資金の融資
1（略）
2　中小企業関係の融資
災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）の融資を行う。激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。大規模な災害等に際し、国が信用収縮を指定した場合、名古屋市は、経営安定資金（大規模危機対策資金）の融資を行うとともに、（名古屋市信用保証協会は、従来の保証限度額とは別枠の信用保証を付与する。

また、災害の状況によっては、名古屋市の制度融資とは別に日本政策金融公庫は、特別融資を行う。
<table><tr><th>資金名</th><th>資金の種類</th><th>貸付金額</th><th>資金使途</th><th>融資期間</th><th>利率（※）</th><th>備考</th></tr><tr><td>小規模企業等振興資金（ ）</td><td>災害復旧に必要な</td><td>5,000万円以内</td><td>設備</td><td>7年以内</td><td>年1.2</td><td>信用</td></tr></table></td><td>ムによって被災者台帳を作成する。
(2) 被災者台帳情報の利用・提供
（表中）
被災者台帳の作成
被災者台帳情報の利用・提供
〔本部室事務局等〕
第2～第8　（略）
第9　災害復旧資金の融資
1（略）
2　中小企業関係の融資
災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、「経営安定資金　災害復旧資金」の融資を行う。災害が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）によりセーフティネット保証4号に指定された場合や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により災害関係保証が適用されたときは、名古屋市信用保証協会は、それぞれ通常の保証限度額とは別枠の信用保証を付与する。
また、災害の状況によっては、名古屋市の融資制度とは別に日本政策金融公庫は、利率を引き下げる特別貸付等を行う。
（削除）</td><td>

災害復旧向け融資制度の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>災害復旧資金</td><td>事業上の設備資金・運転資金</td><td></td><td>運転　5年以内　%
年1.2%</td><td>保証付</td></tr>
</table>
注　申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内7市町村（名古屋市においては区）以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。
（※）令和5年4月1日
（追加）
</td>
<td>
<table>
<tr><th>資金名</th><th>資金の種類
（融資対象者）</th><th>貸付金額</th><th>資金使途</th><th>融資期間</th><th>利率</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">経営安定資金
災害復旧資金</td><td>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと</td><td>2億8,000万円</td><td>設備・運転</td><td>1年以内
3年以内
5年以内
7年以内
10年以内</td><td>年0.8%
年1.1%
年1.2%
年1.3%
年1.4%</td><td rowspan="2">信用保証付</td></tr>
<tr><td>（大規模災害向け）
市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること
① 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること
② 激甚災害について災害救助法が</td><td>2億8,000万円</td><td></td><td>3年以内
5年以内
7年以内
10年以内</td><td>年1.0%
年1.1%
年1.2%
年1.3%</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>329</td>
<td>
<table>
<tr><th>資金名</th><th>資金の種類</th><th>貸　付
金額</th><th>資 金
使途</th><th>融資
期間</th><th>利　率
（※）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>経営安定資　金
大規模危機対策資金</td><td>経営安定又は災害復旧等に必要な事業上の設備資金・運転資金</td><td>8,000
万円以内</td><td>設備・運転</td><td>3年以内
5年以内
7年以内
10年以内</td><td>年
1.1%
年
1.2%
年
1.3%
年
1.4%</td><td>信用保証付</td></tr>
</table>
3　農林漁業関係の融資
　災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者（追加）に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律 57 号）により融資する。
主な融資金は次のとおりである。
（表中）
<table>
<tr><td>農林漁業用施設（追加）の復旧</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
令和6年4月1日現在
（削除）
3　農林漁業関係の融資
　災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律 57 号）により融資する。
　主な融資金は次のとおりである。
（表中）
<table>
<tr><td>農林漁業用施設等の復旧</td></tr>
</table>
</td>
<td>文言整理</td>
</tr>
</table>

地震災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
71	334	第２節　災害復旧 第１　（略） 第２　災害復旧に伴う財政援助の確保 （略） （表中）	第２節　災害復旧 第１　（略） 第２　災害復旧に伴う財政援助の確保 （略） （表中）	文言整理
	335	農地等災害復旧事業 （略）	農地・農業用施設等災害復旧事業 （略）	
		天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災融資制度	
	336	〔激甚災害の指定手続〕 （図中）	〔激甚災害の指定手続〕 （図中）	所属名変更
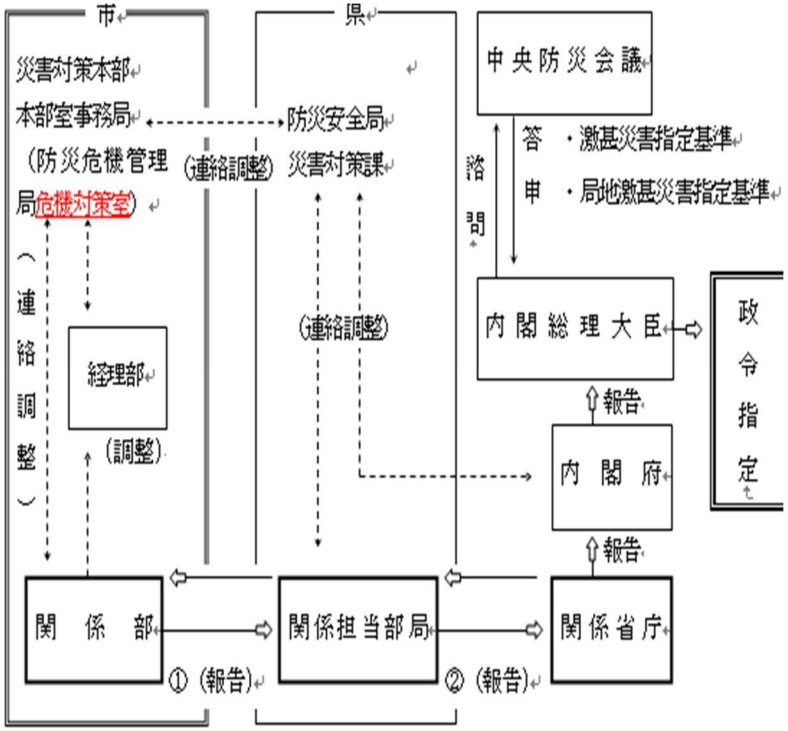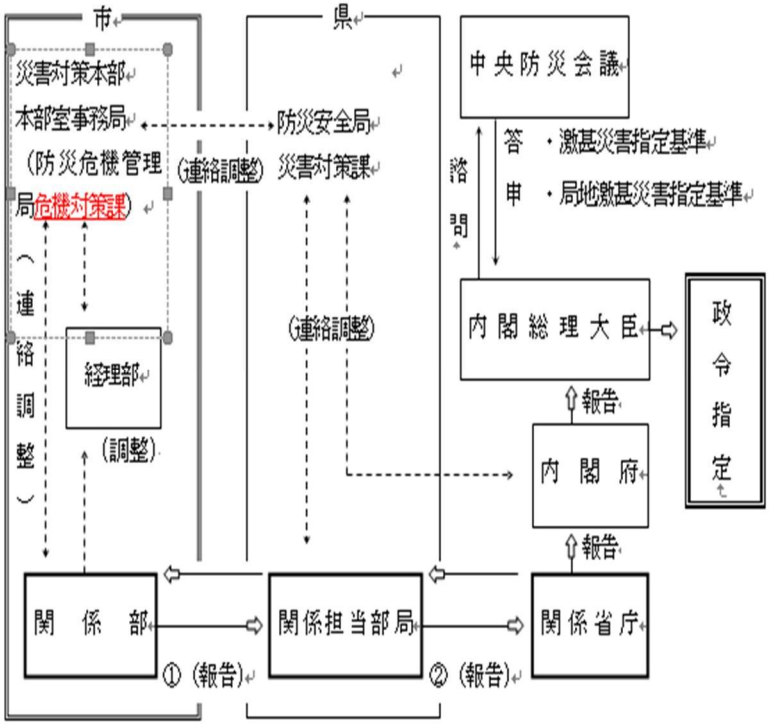
連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考